

可認局遞驛

明治二十年二月十九日發兌

第壹年級

英吉利法律講義錄

第二十三號

英吉利法律學校



東京區秀英會印行

目次

○親族法

(第二十一號ノ續キ)

法學士

山口正毅筆記
山田喜之助

○契約法

法學士

山口正毅筆記
土方寧

○私犯法

(第二十號ノ續キ)

法學士

奥田義人
畔上啓策筆記

○判決錄

法科大學
卒業生

植村俊平
畔上啓策筆記

○法學通論

(第二十號ノ續キ)

法學士

山田喜之助
畔上啓策筆記

セシムルモノトス歐洲ノ各國ニ於テ離別及離婚ニ關スルノ法各一定
セス而シテ英國ニ於テハ之ヲ確説スルコト極メテ難シ然レトモ今其
大要ヲ述ヘンニ英吉利法ノ精神ハ離婚ヲ獎勵スルニモアラヌ又歐洲
ノ或ル國ニ於ケルカ如ク離婚ヲ禁スルニモアラサルナリ蓋シ離別及
離婚ハ人倫ノ最モ大ナルモノヲ亂ルモノナレハ輒スク之ヲ許スヘカ
ラスト雖モ宗教各派ノ主張セル如ク全ク之ヲ禁スルコトハ到底人情
ニ於テ行ハレサルコトナラン
佛國ニ於テハ一昨年マテハ離婚ヲ許サ、リシ然レトモ今日トナリテ
ハ到底止ムヘカラサルヲ察シ遂ニ或ル場合ニハ離婚ヲ許可スルコト
、セリ之ヲ要スルニ歐米諸國ハ其法律ニ寬嚴ノ差別アリト雖モ離婚
ヲ以テ重大ノ事柄ト爲シ容易ニ之ヲ許サ、ルハ皆ナ同一トス日本今
日ノ有様ハ夫婦承諾アレハ旬時ニテモ離婚ヲナシ得ルモノ、如シ則

子離婚ニ際シ一方ノ者故障ヲ述フレハコソ裁判上ノ争トナリ離婚ノ
 原因ヲ取調ルモノナレトモ其裁判上ノ争トナラスシテ夫婦間ノ承諾
 ノミヲ以テ婚姻ヲ消滅セシムルモノ冥々ノ中ニ幾許アルヲ知ラス事
 ノ是非ハ未タ輒スク斷決スル能ハスト雖モ歐洲ニ於テ夫婦ノ承諾ヲ
 離婚ノ原因トナス國アラサルナリ
 離別及離婚ノ區別ハ以上ニ述ヘタレトモ英國ニ一種ノ離別法アリ之
 ナ寢食ノ離別ト名付ク即チ夫妻寢食ヲ共ニセサルヲ謂フナリ蓋シ琴
 瑟相調和スルハ夫妻ノ自然ナリト雖モ其性質相合ハスシテ到底同居
 ノ快樂ヲ享有スル能ハサルトキニハ離婚ノ甚シキニ至ラサルモ寢食
 ヲ別ニスルハ蓋シ免レサルコトナラン
 英米ノ法律ニ於テハ離別及其一種ナル寢食ノ離別ト雖モ雙方ノ承諾
 ナ以テ之ヲ約束スルハ不法ノ契約トセリ英國ニ於テ昔日ハ離婚ハ國

會ノ命令ニ據テノミ之ヲナスヲ得レタルモノナリ然レトモ近來ニ至テハ國會ノ命令ヲ要セス通常離婚裁判所ニ於テ之ヲ得ルコト、ナレリ而シテ寢食ノ離別ハ宗教裁判上ニ因テ得タルモノニシテ其結果タルヤ唯同居ノ權利義務ヲ解キ別居セシムルニ止リ他日悔悟スルニ至レハ再ヒ同居センコトヲ希望シタルモノトス然レトモ近來ニ至テハ離別ヲナスニ仲人ヲ立タシメ離別證ヲ作爲シタルトキハ衡平法廳ハ之ヲ執行セシムヘシ然レトモ夫妻間ノミニ在テ別居スルノ契約ハ依然無効トセリ

離婚ノ原因ニ關シテハ古來ヨリ各國ノ學者ニ於テ議論ヲ爲スモノ少カラス而シテ其意見ハ各時代ニ於テ論者ノ間ニ差異アルヲ免レサレトモ今諸種ノ說ヲ折衷シテ其一致シタル要點ヲ舉クレハ第一離婚ハ双方共生存中ニアラサレハ不可ナリトス是レ當然ノコトニシテ死者

ト離婚セシムルコトアルヘカラスト雖モ中ニハ社會未開ノ世ニ於テ
 宗教上ノ迷或ハ其他ノ原由ヨリシテ生前曾テ不都合ノコトヲ爲シタ
 ルモノヲ死後ニ離婚セシメタルコトアリタレトモ今日ハ斯クノ如キ
 コトナシ日本ノ芝居ニハ往々死者ト婚姻ヲ結ビ或ハ離婚スルコトヲ
 脚色ニ用ユルコト少ナカラス第二ハ非常ニ重大ノ理由アルトキニア
 ラサレハ離婚セシムルコトナシ而シテ重大ノ理由トハ人ニ依リテ各
 其見ル所ヲ異ニスルヲ以テ敢テ一定シ難キヲ以テ爰ニ細説スレハ必
 ス事件ニ依リテ差異アルヲ免レス

自古離婚ニ關スル習慣ヲ觀察スルニ希臘時代ハ離婚極メテ簡易コシ
 テ何時ニテモ自由ニ之ヲ爲セリ蓋シ希臘ハ歐洲文化ノ元祖タルニ拘
 ハラス當時未タ宗教ノ思想薄カリシト思ハル而シテ夫妻承諾サヘア
 レハ輒ク離婚スルヲ得ヘシト雖モ日本ノ如ク甚シカラス則チ希臘時

代ニ在リテモ尙^ホ裁判所ニ申出ツルヲ必要トセリ羅馬ニ在リテハ其建
國ノ初メニ當リテハ婚姻ヲ解クコト甚タ稀ナリシ乃チ數百年間ニ僅
ニ離婚ノ數ハ算ヘ得ヘキ程ナリシト云フヘブリウ人ニ在リテハ耶蘇
教ノ起ル前ト雖モ婚姻ハ極メテ重大ナルモノトセシニ拘ハラズ夫ノ
好ニ任セテ其妻ヲ放逐スルコトヲ許シタルモノ、如シ要スルニ歐洲
ニ於テモ古代ハ離婚極メテ容易ナリキ然ルニヘブリウ人ノ風俗右ノ
如クナルヲ以テ耶蘇教ハ該弊風ヲ矯正セント欲シ離婚ヲ嚴禁セシモ
ノナリ加之耶蘇教ノ主義ニ依レハ一夫多妻ヲ大ニ排斥シテ止マサル
故ニ今日歐洲ニテハ一夫一婦ノ制度ニ限ルトスルニ至レリ而シテ此
耶蘇教ノ勢力ヲ蒙リタル歐洲諸國ハ渾テ離婚ヲ重大ノ事トナスノミ
ナラス甚シキニ至リテハ男女一旦夫妻トナレハ到底離ルヘカラサル
者トナスニ至レリ今日一夫一婦ノ主義ヲ馴致シタルハ種々ノ原因ア

ルカ兎モ角モ此耶蘇教ノ大ニ與リテカアルハ疑フヘカラス而シテ離婚ノ難易社會風俗ノ進歩等ノコトハドレノパー氏ノ歐洲智力發達史ニ詳記セリ則チ古代ノ男女ノ風俗耶蘇教ノ盛衰等ヲ精シク記セリ要スルニ離婚ヲ困難ナルモノトスルハ可ナレトモ到底全ク之ヲ禁スルコトハ行レサルヲ以テ英國ニテハ古昔ヨリ左ノ原因アル場合ニハ法律上離婚ヲ許スコトハセリ

第一、姦通第二、置去第三、殘酷ナル取扱是ナリ第一姦通ノコトハ別ニ説明スルニ及ハサレトモ爰ニ記臆スヘキハ姦通ニ就テハ歐洲ノ民法刑法ニ由リテ見ルモ男女間ニ差異アルモノ、如シ女子ハ姦通ヲ爲セハ常ニ離婚ノ原由トナルモ男子ハ否ラストス第二ノ置去リハ夫カ妻ヲ捨去ルコトヲ云フ第三殘酷ハ夫ヨリ妻ニ對スルコトヲ重ニ謂フモノ也米國ニ於テハ各州一定ヒスト雖モ其法律粗ホ英國ト同シクシテ唯

殘忍ノ度ニ多少輕少ノ區別アルノミ爰ニ一ノ注意スヘキハ離婚ト婚姻ヲ無効ニスルトノ區別ナリ離婚ト云ヒ婚姻ヲ無効ニスルト云フモ何レモ其結果ハ夫妻ノ關係ヲ絶ツニ相違ナシト雖モ離婚トハ完全ニ成立チタル婚姻ヲ解除スルヲ云ヒ婚姻ヲ無効ニスルトハ不完全ニ成立チタル婚姻ノ關係ヲ絶ツヲ云フ故ニ歐洲ニテ離婚ハ困難ナル時代ニモ婚姻ヲ無効ニスルコトハ或原因アルトキハ出來タリ

離婚ノ結果ハ夫妻ノ財産上ニ如何ナル影響ヲ及ホスヤハ大ニ説明ニ苦ム所ナリ然レモト其財産上ニ於テハ粗ホ相手人ノ死亡ヨリ生スルト同一ノ結果ヲ生スヘシ而シテ習慣法ニ於テハ離婚ノ訴訟其數僅少ナリシヲ以テ財産上ニ及ホス所ノ影響ヲ知ルニ由ナシト雖モ從來ノ慣行ハ離婚ヲ差許ストキニ當リ財産ノ處分法ヲ裁判書ニ記載スルヲ通常トス

寢食ハ離婚ハ前ニ述ヘタル如ク確定ノ結果ヲ生スルモノニアラス何
トナレハ此場合ニ於テハ法律上夫妻ノ關係ノ消滅シタルモノトナサ
レハナリ

合衆國ニ於テハ各洲其財産制度ヲ異ニスト雖モ近來ハ悉皆條例ヲ以
テ處分スルコトセリ

第二卷 親子

親子ノ關係ヲ論ス

以上講述シタル所ハ夫妻ニ關係シタルコトナリシカ猶未タ充分ニ盡
セリトハ云ヘカヲサレトモ吾々法學ノ進度ニ於テハ先ツ之ヲ以テ滿
足ニセサルヘカラス

第壹編 適法ノ子

歐米ノ親族法ニハ子女ヲ二箇ニ區別シテ適法及私生ノ子トセリ適法
ノ子トハ法律ニ從ヒ正當ニ婚姻シタル夫妻間ニ生レタルモノヲ謂ヒ

其他ノモノ、間ニ生レタルモノハ皆私生ノ子トス通常法律ニテ云フ
親子ノ關係トハ親及適法ノ子ノ間ニ存在スル所ノ關係トス然リ而シ
テ私生ノ子タルモノハ其親ニ向テ正當ニ親ト云フヲ得ス尤モ私生ノ
子モ全ク他人トハ異ナリ幾分カ親子ノ關係ハアレトモ單ニ子女ト稱
スルトキハ正當ノ親子ノコトヲ謂フモノトス適法ノ子トハ以上ニ述
ヘタルモノ、外其出生ハ婚姻消滅ノ後ニアリト雖モ其懷妊婚姻繼續
中ニアルモノハ適法ノ子トナス然ラハ又未ダ婚姻ノ成立セサル前ニ
懷妊シ其出産婚姻ノ成立チタル後ニ係ルモノハ如何ト云フ問題起ル
ヘシ而シテ之レハ各國ノ法律其取扱ナニセズ則チ或國ニテハ適法
ノ子トナシ或國ニテハ適法ノ子ト見做サ、ルナリ
羅馬法ノ原則ニ依レハ婚姻繼續中ニ出生ノ子ハ適法ノ子ト見做ス例
ヘハ甲ト乙ト婚姻シ其間ニ生レタル子ハ適法ノ子ト見爲スユヘ夫ニ

於テ自身ノ子ニアラスト證明スルヲ許サス蓋シ此推測ノ起ル理由ハ
 通常婚姻シタル夫妻ノ間ニ生レタル子ハ夫ノ子ナルコト、又若シ之
 ナ證明スルコトヲ許ストキハ平地ニ風波ヲ生スル恐アルヲ以テ一國
 治安ノ爲メ之ヲ證明スルヲ許サ、ルナリ英吉利法ニテモ此推測ヲ採
 用スルト雖モ例外ナキニアラス例エハ正當ノ婚姻アリタリト雖モ自
 然ノ條理ニ於テ夫ノ子ト看做ス能ハサル場合ニハ反證ヲ舉クルコト
 ナ許セリ羅馬法ニ於テモ左ノ場合ニハ反證ヲ舉クルコトヲ許ス
 第一夫ノ不具即チ生殖器ノ不具ヲ謂フモノニシテコレハ醫術的ノ議
 論ヨリ來ルモノナリ

第二生殖器ノ不具ノ偶然ニ發シタル場合

第三通常子女出生ニ必要ナル時間ヨリ經過シタル間夫妻離居シタル
 時通例懷妊ヨリ十ヶ月ヲ經過スレハ子女出生スルモノナレハ夫ノ旅

行又ハ病院ニ在リテ數十ヶ月モ同衾セサルトキハ其夫ノ子女ニアラサルコト明白ニシテコレハ性理的ヨリ來リタル理由ナリ
第四疾病疾病ト云フテモ風邪頭痛等ヲ謂フニアラスシテ生殖器ノ疾病ヲ云爾モノニシテ實ニ交接ノ出來得ヘカラサル程ノモノナラサルヘカラス
以上四箇ノ場合ハ羅馬法ニテ定メタル所ナレトモ米國有名ノケント氏ノ說ノ如ク到底其場合ヲ限ルハ善良ノ方法ニアラス之ヲ要スルニ夫妻相近ツクノ能力ナキモノト又ハ相近カサリシ確證アルトキニ限リ反對ノ證ヲ舉クルコトヲ許スヲ宜シトス
夫妻正當ニ婚姻ヲナシタル時ニハ其前ノ私生ノ子ハ適法ノ子タル資格ヲ得ルヤ否ヤニ付テハ羅馬法及英吉利ノ習慣法ニ大差異アリ羅馬法ニ依レハ私生ノ子ヲ有スルモノノ婚姻ヲナストキハ先キニ有スル所

ノ私生ノ子ハ渾テ適法ノ子トナレリ英吉利ノ習慣法ニ由ルニ正當ノ婚姻アラサル前ニ生レタル私生ノ子ハ其後夫妻間ニ正當ノ婚姻成立ツト雖モ適法ノ子トナラス然レトモ若シ妊娠ハ婚姻前ニアルモ出産婚姻ノ後ニ係ルトキハ適法ノ子タルモノトス實地ノ便益ハ之ヲ知ルヘカラスト雖モ蓋シ親ノ情愛ヲ以テスレハ羅馬法ヲ可トスレトモ論理上ニテ云フトキハ英法ノ如クナラスゾハアルヘカラスト

合衆國ニ於テハ各州法律ヲ異ニスレトモ羅馬法ノ原則ヲ採用スル所多シ婚姻ノ無効ナリシ場合ニ於テハ其間ニ出産シタル子女ハ論理ヨリ云ヘハ私生ノ子タルヲ免レサルヘシ然レトモコレ甚タ酷ナルヲ以テ救正センタメ羅馬法ニ於テ婚姻ハ無効ナリト雖モ婚姻者ノ双方又ハ一方ニ於テ正當ノ婚姻ナリト看認メタル時ハ其間ニ出生シタル子女ハ適法ノ子トナスナリ

英吉利ノ法理ハ之ニ反對ナレトモ合衆國ニ於テハ此點ニ於テ羅馬法
ヲ採用セル所多シ
以上ニテ適法ノ子ト私生ノ子トヲ判別スルコトヲ述ヘタルカ英吉利
ニテハ國會ハ私生ノ子ヲ取立テ適法ノ子トナス權力アリ合衆國ニテ
ハ此權利ハ大統領ニ屬スルモノナラン然レトモ私生ノ子ヲ適法ノ子
トナスニ斯ク英米二國トモ鄭重ナル手續ヲ要スルハ少シク不都合ナ
レハ一層簡單ナル手續ヲ設クルヲ必要トス尤モ國會ヤ大統領ニ提出
スルト云フテモ日本ニテ云ヘハ神田ノ區役所ニ願出ツルヨリ尙ホ一
層容易ノモノナラン歟
抑モ私生ノ子ハ法律ノ保護至テ薄ク全ク之レ無トハ云フカラサルモ
殆ント無シト云フモ誣言ニアラス蓋シ立法官ニ於テハ世間ニ私生ノ
子ヲシテ跡ヲ絶タシメントノ主義ヨリ斯クシタルモノナレトモ私生

ノ子ヲ罪スルハ少シク其當ヲ失シタルモノニアラサルカ何トナレハ
 元ト私通ハ兩親ノ過失ニシテ私生子ノ過失ニアラス若シ造化ノ眼ヨ
 リシテ觀下スルトキハ私生子ト雖モ均シク是レ天地間ノ一人ニアラ
 スヤ然ルニ法律之ヲ罰スルハ果シテ何ノ罪カアル日本ノ如キハ腹ハ
 假物杯ト唱ヘ只其父ノ如何ヲ問フノミニテ余リ感服スヘキコトニア
 ラサルモ歐洲ニテハ私生子ヲ以テ非常ニ不名譽ノトトセリ思フニ日本
 將來ハ如何ニ成行クヤ知ルヘカラスト雖モ兎モ角歐洲私生子ノ制度
 ハ道理ニ適セサルモノナリ何トナレハ親ヲ罰セスシテ子ヲ罰スルハ
 不都合アルノミナラス大ニ道德ヲ破ルノ結果ヲ生スルニ至ルヘシ試
 ミ看ヨ兄弟二人アリテ兄ハ私生子トシ弟ハ適法ノ子トセハ親ノ財產
 ナ相續スルニ丁リ兄弟均一ニ財產ヲ分配スルヲ至當トスルニ兄ハ私
 生子タルヲ以テ弟獨リ皆相續產ヲ享受スルトセハ兄ノ心中果シテ如

父母ノ義務及權利
ヲ論ス

何ツヤ凡ソ不和ハ財産ヨリ生スルハ世間ノ常事ナレハ兄弟二人必ス
ヤ違和ノコトアルハ免レサル所ナルヘシコレ豈ニ私生子制度ノ不都
合ナル結果ニアラスシテ何ツヤ
子女ノ住居ハ其兩親ノ住居ニ從フヘキモノトス即チ精シク云ハ其
父ノ住居ニ從フト云フハ其適法ノ子女ニ限ルモノトス又子女ハ其幼
年ノ間ハ自ラ住居ヲ擇フノ權ナク父ノ住居ニ從フヘキモノトス若シ
父死亡シタルトキハ其最後ノ住居ヲ以テ子女ノ住居ト見做ス父死亡
シテ母存在スル場合ハ母ハ其幼年ノ子女ノ住居ヲ變換セシムルコト
ヲ得

第一編 父母ノ義務及權利ヲ論ス

父母ノ義務及權利ハ適法ノ子ニ對シテ謂フモノニシテ私生ノ子ハ特
別ナリトス凡ソ親子間ノ權義ハ法律ニテ定ムルコト困難ナルノミナ

ラス縦令之ヲ定ムルモ効益甚タ少シトス佛法杯ニモ明文コソアレ實
 益ノ點ニ至リテハ何ノ効用ヲモ見スト云フ英吉利ニテハ親子間ノ權
 義稍々漠然タレトモ通常分テ三種トス
 第一保護ノ義務第二教育ノ義務第三養育ノ義務是ナリ
 以上三種ノ義務父母タルモノ、當然盡スヘキ義務ニシテ法律ノ命令
 ヲ待タズ天然自然ノ條理ニ於テモ然ルヘモノナリ
 第一保護ノ義務
 保護ノ義務トハ格別深キ意味アルニアラス通常ノ衣服飲食ヲ給與シ
 テ子女ノ生育ヲ助クルヲ謂フノミナラス其惡事ヲ防止シ善ニ進ムル
 方ハ之ヲ保護ノ義務中ニ算入スルモ差支ナカルヘシ併シ是等ノ義務
 トテモ漠然タルモノニシテ大凡ソ天下ノ廣キ父母ニシテ誰カ之ヲ爲
 サハルモノアラソ固ヨリ法律ノ命ヲ待ツニ及ハサルヘシ爰ニ言フ

ヘキハ父母ノ義務ハ子ニ對シテ負担スルニアラスシテ國ニ對スル義務也故ニ子ハ權利ヲ有スルモノニアラス日本刑法等ニモ飲食衣服ヲ屏去シ云々トアルハ國ニ對スル義務ナリト知ラサルヘカラス乍然此保護ノ義務タルヤ條件付ノ義務ニシテ父母ノ身分相當ニ盡セハ可ナリ而シテ夫妻アルトキハ此義務タルヤ夫ノ盡スヘキモノニシテ夫死亡等ノ例外ノトキニアラサレハ妻ハ是ノ義務ヲ負担セス已ニ云ヘル如ク身分相當ニ保護スル義務ナルカ故ニ子孫タルモノカ他人ノ暴虐ヲ受クルニ際シ之ヲ保護スルノ義務アルハ貧富ニヨリテ懸隔ヲ生スヘカラサルモ衣服飲食其他ノ物ニ至リテハ其兩親ノ貧富ニ從フテ宜シク斟酌スヘキモノトス
父其子孫ヲ養育スルノ義務ハ其子孫ノ丁年ニ達スルニ及ヒテ消滅スルモノトス但丁年以上ノモノト雖モ癡疾篤疾瘋癲白痴等ノ原因ヨリ

シテ自活スルコト能ハサルモノ又ハ自ラ保護スル能ハサルモノハ丁
 年以上ニ達シタルモノト雖モ父ニ於テ之ヲ保護スヘキモノトス
 夫妻別居セル場合ニハ子孫妻ノ手許ニ在ル場合ト雖モ夫タルモノハ
 之ヲ養育スルノ義務ナシ
 子孫ニシテ財産ヲ父母ニ拘ハラズ有スル場合ト雖モ父ハ自己ノ財産
 ヨリ其子孫ヲ養育スヘキモノニシテ子孫ノ財産ヲ以テ其費用ニ充ツ
 ルヲ得サルモノトス
 父死亡シタル後ニハ母其子孫ヲ養育スル義務ヲ負フヘシ而シテ若シ
 母ノ財産其子孫ヲ養育スルニ足ラサルトキハ子孫ノ財産ヲ使用スル
 モ妨ナカルヘシ
 茲ニ一言スヘキハ前ニ子孫父母ニ拘ハラス財産ヲ有スルト云ヘル
 語ナリトス日本ニテハ大寶令杯ニハ父子同財ト云フコトアリ然レト

モ歐洲ニテハ乳兒ト雖モ分財ヲ有スルコトアリ則チ祖父母等ヨリ贈
與ヲ受クルコト間々少シトセス蓋シ之ヲ是レ謂フナリ

第二 教育ノ義務

父ハ獨リ其子孫ヲ養育スルノ義務アルノミナラス之ニ相當ノ教育ヲ
授クル義務アリ古昔アゼンノ法律ヲ按スルニ父母其子孫ノ教育ヲ怠
リタルトキニハ子孫成長ノ後子孫ヨリ養ヲ受クルノ權ナキモノトセ
リ英國法ニテハアゼンノ法律ノ如ク特別ノ制裁ナシト雖モ子孫ヨリ
養育スルコト父母ノ義務中最大ノモノトセリ然リ而シテ此等ノ義務
ノ制裁ハ元ト行政法ニテ規定スヘキモノニシテ例ハ干涉教育法ヲ設
ケテ是非小兒ヲ小學校ニ入ラシムル歟又若シ從ハサレハ社會ノ輿論
ト風評ニ一任スルカ如シ

父ノ子孫ヲ教育スル義務ハ一方ヨリ言ヘハ父ノ權利トモ見ルヘキモ

ノナリ即チ父ハ其意見ニ從ヒテ子孫ヲ教育スルヲ得ルノミナラス自
己ノ死後ト雖モ遺言ヲ以テ其若年ノ子孫ヲ指揮スルコトヲ得ヘシ日
本ニテハ餘リ無キコトナレトモ歐洲ニテハ夫妻往々子孫ノ教育方法
ニ意見ヲ異ニスルコトアリ例エハ父ハ「プロテスタント」宗ニ歸依シ母
ハ「カトリック」宗ヲ信仰スルトキ等ノ如キトキハ大ニ子孫ノ教育ニ付
テ意見ヲ異ニスヘシ西洋ニテハ實ニ宗教ニ熱心スルモノ多ク殆ント
日本人思想ノ及ハサル所アリ斯クノ如ク意見ヲ異ニスルトキハ父ノ
意見ニ從フモノトス

父ノ權利ハ法律ノ許ス權利モ社會ノ道德ニテ許ス所モ敢テ大差ナキ
ナリ而シテカ、ル權利ハ英法ニテハ常ニ云ヘル如ク明文ノ在アルニ
アラサレハ之ヲ明示スルコト殆ント難シトス唯古來ヨリ道德ノ原理
トシテ行ハレタルモノニテ今日モ尙ホ裁判例ノ後楯ニヨリ行ハレ居

ル其最モ重ナルモノハ保、管、ハ、權、利、ナリ、保管ノ權トハ即チ父ノ承諾ヲ得サレハ子女ハ妄リニ他ニ出スルヲ得サル權利ニシテ換言スレハ子ハ父ノ承諾ヲ得サレハ父ノ家ヲ去ル可ラサル義務アリ故ニ他人ハ其子ヲ誘引スルコトハ勿論父ノ家ヲ去リタル子女ヲ留置クヲ得サルナリ尤モ父タルモノ苛酷暴虐ノ取扱ヲ爲シタルタメ其子之ニ堪ヘスシテ他人ノ家ニ至リ救ヲ求メタル場合ニ於テ他人之ヲ懲ミ家ニ留メ置クハ必シモ法律ノ禁スル所ニアラス即チ必要止ムヲ得サルトキハ留置クヲ得ルナリ併シ父ヨリ返還ヲ請求セラレタルトキハ之ヲ返サ、ルヘカラサルハ言ヲ待タサルナリ

父ハ其子女ヲ懲戒スル爲メニ相當ノ懲罰ヲ加フルノ權アリ例ヘハ通常人ナレハ固ヨリ毆打監禁制縛等ヲ爲スヲ得サルモ父ハ懲戒スル爲メ時トシテハ其子女ヲ毆打シ監禁シ制縛スルヲ得乍併原來法律ノ之

ヲ許スハ子女懲戒ノ爲メナレハ相當ナル區域ヲ超過スルヲ得サルヘシ故ニ通常相當ノ懲戒ヨリシテ誤リテ子孫ニ殺傷等ヲ加フルトキハ刑事上ノ責ナシト雖モ若シ過度ノ所爲ヲ爲シ爲メニ殺傷ヲ加ヘタルトキハ責罰ヲ免ル、ヲ得サルナリ

父其子女ヲ保管スルノ權利ハ自己ノ甚シキ不品行又ハ殘酷ナル取扱又ハ甚シク子孫ノ成長ヲ妨クルトキハ之ヲ失フヘシ而シテ裁判所ハ相當ノ者ニ父ニ代ハリ保管スルコトヲ命スヘシ

父母貧窮ナルカ或ハ無學ナルカ又ハ其子女ノ爲メニ充分ナル利益ヲル能ハサル身分ノモノナリト雖モ之ヲ以テ子孫ノ不利益ト爲シ父ノ權利ヲ奪フヘカラス即チ祖父母等ヲシテ代リテ之ヲ爲サシムルモノニアラサレハ若シ祖父母等ニ於テ父ノ承諾ヲ得ス恣ニ之ヲ爲ストキハ均シク不法ナリトス

以上ハ重ニ父ノ權利ヲ述ヘタルモノナレトモ父死亡スルトキハ母ハ之ニ代ルモノナリ

前ニ陳フル如ク子ヲ保管スルノ權利ハ凡テ父ノ權内ニ含ミタルモノナレトモ一千八百三十九年「カルホルド」ノ條例ニ依リ幼年ノ子女ニ限リ之ヲ母ノ權内ニ委ヌルコトヲ得セシメタリ此條例タルヤ尤モ實地自然ノ人情ニ適フモノナラン何トナレハ幼年ニアラサル子女ナレハ母ノ權内ニ委託スルトキハ夫妻爭論ヲ生スルコトアルヘシト雖モ幼稚ノ子女ハ母ニ於テ之ヲ保管スルヲ利益多シトスルニ由ルナリ

亞米利加ノ法律ト英國法律トハ今迄陳フル所ニ依レハ大異ナシト雖モ只其小異ナル點ハ米國ニ於テハ英國ニ於ケルヨリモ容易ク父母ノ保管ヲ解キ他人ニ委ヌルコトヲ得ルニ在リ

米國ノ一州ナルニコロゼルシニ於テハ父其子女ヲ保管スルニ適セ

サルトキハ其子女七歳以下ノ時ニ限り必ス母ニ委ヌヘシトセリ然シ
 乍ラ英國ニテモ必スシモ母ニ子女ノ保管ヲ委テラレサルニアラス英
 國ニテ父タルモノ他人ニ其子女ヲ保管セシムルノ契約ハ何時ニテモ
 無効ニスルヲ得ヘキ契約ナリ他人ニ保管ヲ委托スルトハ日本ニテモ
 往々アル如ク幼稚園等ニ入ラシメテ保管ヲ受クル如キ又ハ里子ト唱
 フルモノ、如キ是ナリ此場合ニハ其期限ヲ定メアラサルトキハ勿論
 縱令期限ヲ定メアルモ尙ホ之ヲ解約スルヲ得ヘシ併シ注意スヘキハ
 勞力ノ契約ト該保管ヲ依頼スル契約ト混同スヘカラサルナリ今述ヘ
 タルコトハ保管ノ契約ノミニ適用スルモノト知ルヘシ
 米國法ハ英國法ト稍異ニシテ他人ニ一旦委テタルトキハ法律ハ必ス
 シモ其契約ヲ破ラサルヘシ而シテ其契約ニ由リ幼者ノ不利益トナラ
 ス又幼者ニ於テ被托者ヲ嫌惡スルコト無キ時ハ之ヲ繼續セシムヘシ

子女保管ノ權利ニ續テ生スルモノヲ子女ノ勞力ヨリ生スル所ノ利益ヲ得ル權トス、則チ子女ノ會社等へ奉職シテ月給ヲ受クルカ又ハ子女ノ技術ヨリシテ得タル利益ハ父ニ於テ之ヲ收益スルヲ得ブラツクス
トシ氏ノ說ニ依レハ父ハ其子女ト自己ト同居セル間又ハ自己ニ依リテ養ハル、間ハ其勞力ニ依リテ生スル利益ヲ得ヘシト故ニ別居スルカ又ハ養ハサルトキハ當然ニ得ヘキモノニアラス又父ハ子ノ勞力ニ對シ有スル利益ハ何時ニテモ之ヲ拋棄スルコトヲ得若シ一旦拋棄スルトキハ復之ヲ恢復スルコトヲ得サルハ法律ノ原則ナリ
若シ子女父ノ家ヲ去リ他人ニ雇ハレ中相當ノ資給ヲ得タルトキハ父ハ雇ハレ中自己ノ子女ノ費シタル入費ヲ辨償スルニアラサレハ雇ハレ中ノ給料ヲ請求スルノ權ナキモノトス
子女ハ衣服其他類似ノ物品ハ父ノ所有物トス故ニ之ヲ奪取スルモノ

アレハ該加害人ハ父ニ對シテ犯シタルモノナリ併シ是レ等ノ物品ト
 子女ノ別有財産トハ區別セサルヘカラス
 父ハ其子女ノ生命ヲ保險スルモ賭博保險ノ限ニアラス諸君ハ保險法
 ニテ詳シク聽問セラルヘキカ原來保險ニハ有効ナル保險ト賭博保險
 トアリテ凡テ他人ノ性命ヲ變難トシテ保險スルコト例エハ力士大達
 若クハ梅ヶ谷ノ死スルナラハ保險金若干ヲ拂受ケント約スルモ賭博
 保險トシテ無効トナルヘシ何トナレハ保險ヲ依頼スルモノニ於テハ
 大達ヤ梅ヶ谷ノ運命ハ生死何レモ利害ノ關係アルモノニアラサレハ
 ナリ然レトモ他人ノ性命ニテモ父ハ其子ノ生命ヲ保險セシムルモ該
 賭博保險トナルモノニアラサルナリ
 母ハ其子女ヲ養育スルノ義務ナキカユヘニ其子孫ノ勞力ヲ利スルノ
 權ナキモノトス

子女ノ私
犯ニ關シ
父ノ第三
者ニ對ス
ル權利及
義務ヲ論
ス

第三編 子女ノ私犯ニ關シ父ノ第三者ニ對ス

ル權利及義務ヲ論ス

父ノ權利及義務ヲ論スルニハ之ヲ二種ニ區別スルコトヲ要ス(第一)第
三者ニ對スル父ノ權利(第二)第三者ニ對スル父ノ義務トス
第一子女ノ第三者ヨリ受ケタル私犯
子女第三者ノ私犯ヨリシテ損害ヲ受ケタルトキハ父ハ加害者ニ對シ
テ損害要償ノ訴ヲ起スコトヲ得ヘシ而シテ此時ニ方リ父ノ得ル所ノ
モノハ子女ノ勞力ヨリ生スル損害並ニ子女ノ第三者ヨリ受ケタル直
接ノ損害ニシテ醫療若クハ其他ノ費用ヲ要スル場合ニハ之ヲ要求ス
ルコトヲ得ヘシ而シテ英吉利法ニテ子女カ第三者ノ私犯ヨリシテ損
害ヲ受ケタル時父ハ如何ナル理由ヲ以テ損害要償ヲ起訴スルヤト云
フニ最モ奇ト云ヘキハ父ノ第三者ニ對スル權利ハ主人カ其雇人ニ對

スル權利ト同様ニ見做シ子女ヨリ受クヘキ勞力ヲ失ヘリト云フ點ヲ以テ訴權ヲ得セシムルモノナリ斯クノ如キ原則ナルヲ以テ英法ニテハ其結果ヨリシテ自己ノ子女ト雖モ親タルノ其勞力ヲ利用セザルトキ例ヘハ極メテ若年ナル子女ハ父母ニ於テ勞力ノ利益ヲ受クヘキ謂ハレナキヲ以テ親ニ於テ起訴スルヲ得ス又子女他人ニ雇ハレ中ナルトキハ勞力ノ利益ハ雇主ノ得ヘキモノナレハ親ニ於テ損害要償ヲ起訴スルコトヲ得サルナリ然リ而シテ通常起ル所ノ場合ハ子女ヲ誘拐スルコト是ナリ誘拐ノ精シキコトハ私犯法ニテ諸君ハ定メテ學ハレタルヘシ此誘拐ノ場合ニモ親ノ起訴スルヲ得ルハ必ス互ニ勞力ヲ利スル時ニ限ル其他子女カ第三者ノ不法附屬ヨリシテ負傷セシトキノ如キモ若シ親ニ於テ勞力ヲ利セザルトキハ父ノ權利ヲ以テ損害要償ノ訴ヲ起スコト能ハス而シテ該負傷ヲ受ケタル場合ニ於テ之カ療養

ニ費シタル費用ヲモ要償スルヲ得ルヤ否ヤハ極テ不分明ナレトモ恐
 ラクハ要求ノ權ナカルヘシ何トナレハ父カ自ラ直接ニ受ケタル損害
 ト謂フヘカラサレハナリ

合衆國ニ於テハ英國法ト稍其趣ヲ異ニシニユールク州ノ裁判例中
 ニ若年ノ子女ト雖モ親タルモノハ損害要償ヲ爲スコトヲ得ヘキコト
 ナ斷定シタルモノアリ又マツサチユゼツト州ニ於テハ子女ノ損害ニ對
 シ親タルモノ醫療其他入費ヲ仕拂フタルモノハ之ヲ要償スルモノト
 セリ英吉利ノ習慣法ニ由レハ他人ヨリ殺害セラル、モ被害者ニ損害
 要償ノ權ナキモノトセリ其理由ハ夫ノ法語ニ訴權ハ人ト共ニ死スト
 云ヘルニ基キタルモノナリ然シテ此ノ權利ハ人ノ死ト共ニ消滅スル
 ト云フコトハ論理ヨリ推ストキハ間然スル所ナシト雖モ被害者ニ取
 リテハ甚タ不都合ナルヲ以テビクトリヤノ九年及十年ニ頒布シタル

「ロルド」カソペロルアクト」ト稱スルモノ即チカソペロル卿ノ條例ニテ
 子女他人ノ不法ノ所爲ノ爲メ死ニ致サレタル場合ニハ遺産管理人ハ
 兩親ノ利益ノ爲メニ損害要償ヲ爲スコトヲ許シタリ併シ是ノ場合ニ
 ハ固ヨリ親ニ於テ金錢上ノ損害ヲ受ケタルノ證據アルニアラザンハ
 要償ノ訴ヲ爲スコトヲ得サルモノトス
 以上論スル如クナルヲ以テ親タルモノ其子女ノ勞力ヲ利スル權ヲ抛
 棄シタル場合ニハ損害要償ヲナスノ權ナカルヘシ而シテ之ヲ拋棄シ
 タルト否トハ通常ノ法方ニ由リテ決スヘキモノトス而シテ或判決例
 ニ據ルニ子女他人ノ雇ハレ中損害ヲ受ケタル場合ニハ其損害ヲ蒙リ
 タル當時子女ノ勞力ヲ利セサリシト雖モ其利益ヲ拋棄シタル證アラ
 サリシトヲ以テ法律ハ到底未來ノ子女ノ勞力ハ猶ホ親ノ利用スヘキ
 モノトナシ要償ノ訴ヲ許シタルコトアリタリ

前ニ述ブル總論ニテ略ホ明ナルヘキカ何人ニテモ他人ノ子女ヲ毆打
創傷シタル場合ハ損害要償ノ責メニ任スヘシト雖モ子女ヲ毆打スル
ノミニアラス即チ子女ヲ誘テ親ノ家ヲ去ラシメ又ハ親ノ家ヲ去リタ
ルモノト知りタル子女ヲ不法ニ留置キ又ハ不法ニ他人ノ子女ノ心ヲ
奪ヒ之ヲシテ親ノ家ヲ去ラシメタルモノハ凡テ損害ノ責ヲ負フヘシ
而シテ父存在スルトキハ父ニ於テ其權ヲ有シ父死亡シタルトキハ母
ニ於テ訴權ヲ有ス而シテ子女ヲ誘フテ親ノ家ヲ去ラシメ又ハ之ヲ誘
拐スルノ所爲ハ凡テ爲害者ニ於テ法律上ノ惡意アルヲ要ス例ニハ若
年ノ男女意氣相投シ偕老同穴ノ契約ヲ結ヒタルヨリシテ男子ニ於テ
女子ヲ其親ノ家ヨリ誘出スルモ原ト男子ニ於テ女子ノ親ニ損害ヲ加
エントノ惡意アルニアラサルヲ以テ損害要償ノ責アルコトナシ自由
結婚ヲ主義トスル國ニテモ若年ノ男女カ結婚スルヲ好ムニハアラサ

レトモ一旦之ヲ結了スレハ亦奈何トモスル能ハス然リト雖モ若シ茲
ニ人アリテ若年男女ノ結婚ヲ媒介容易ナラシメタルモノハ責罰ヲ免
レス何トナレハ若年男女ノ結婚ハ一國經濟上ニ取リテ實ニ不利益ナ
ルモノナルニ他人ハ無用ノ世話ヲ爲シ若年男女ノ結婚ヲ誘導スル如
キ傾向アレハナリ日本ノ如キハ結婚媒介所杯ト稱シ堅魚節ノ一連モ
得ル目的ヲ以テ婚姻ヲ周旋スルモノアリ豈ニ不都合ニアラスヤ
通常他人ノ雇ヒタル子女ヲ誘拐シタルモノアルモ訴ヲ起スコトヲ得
スト雖モ他人ノ子女ヲ誘拐スルノ目的ヲ以テ之ヲ雇入レ然ル後之ヲ
誘拐シタルトキハ誘拐ノ責メヲ免レサルモノトス
誘拐ノ場合ニ於ケル損害要償ノ額ハ一定ノ規則ナシ而シテ通常ハ親
タルモノ眞ニ失フタル金錢上ノ損失ヨリモ多額ノ償金ヲ得セシムル
モノトス

第二子女ノ私犯ニヨリ生スル第三者ニ對スル義務

子女ノ私犯ニ依リ第三者損害ヲ受ケタルトキハ其親ニ賠償ノ責ヲ負
ハシムヘキヤ否ヤニ付英米學者間ニ於テ往々意見ヲ異ニシタリ英國
ノ習慣法ニ據レハ夫ハ妻ノ私犯ニ對シテ責任ヲ負フモノナルカユヘ
ニ其子女ノ私犯ニ於ケルモ之カ責ニ任スヘキモノト或學者ハ論シタ
リ然レトモ今之ヲ考察スルニ夫妻ノ關係ト親子ノ關係トハ同一ナラ
ス何トナレハ夫ハ妻ノ財産ヲ自己ニ所得スルモノナルカユヘニ其私
犯ニ對スルモ其責ニ任セサルヘカラサルモノナレトモ子女ニ至リテ
ハ親タリト雖モ之カ財産ヲ所得スルノ權アルニアラス然ラハ則チ妻
ノ場合ト同様ニ其責任アリトスルハ理由ニ於テ不都合ナリト云ハサ
ルヘカラス

或訴訟ニ於テ親子馬車ニ同乗シタル場合ニ於テ其子ノ私犯ニ對シ親

ハ責任ヲ負フモノトセラレタリ然レトモ此判決ハ當テ得タルヤ否ヤ
 ハ疑フヘク且親子同乗セルハ親タルモノナシテ其子ノ責ニ任スルノ
 材料タルモ親タルモノ其私犯ニ對シテ責ヲ負フヘシトノ一般ノ法則
 ハ英米ニ於テハ行ハレサルモノ、如シ即チ本件ノ場合ニ於テハ親ニ
 於テ保管ヲ爲ス義務アルノミナラス監督ヲ爲サルヘカラサル義務
 ナ怠リタルヨリシテ親ニ責アリト決シタルモノト思ハル、ナリ羅馬
 ノ法律ニ據ルニ親ハ其子女ノ私犯ニ對シテ其責ヲ負フモノトセリ然
 レトモ羅馬ノ法理ニ於テハ子女ハ獨立人ニアラスシテ家長ノ奴隸ト
 視ルヘキモノニシテ其私犯ノ責ニ任スヘシトシタルハ當然ナルモ英
 國ニテハ子ハ親ノ奴隸ニアラス代理人ニアラス僕婢ニアラス全ク獨
 立人タル以上ハ親タルモノ其子ノ私犯ノ責ニ任セサルヲ以テ至當ト
 セサルヘカラス

承諾モ亦申込ニ均シク通知スルヲ要スルヲ以テ原則トスルモノナレハ之カ通知アル前ナレハ何時ニテモ之ヲ取消スコトヲ得ヘキヤ當然ナリ嚴密ニ言ヘハ通知アル前ノ承諾ハ法律上未タ承諾ノ効ナキモノト謂フヘシ

第二十二、承諾ノ取消モ亦通知アルヲ要ス

承諾ノ通知アル前ナレハ之ヲ取消シ得ヘシトスルモ其取消タル猶ホ申込ノ取消ト同シク通知アルヲ要ス是亦自明ノモノタリ通知ナケレハ取消ノ効ナシ

第二十三、契約ハ承諾ノアリタル時ニ生スルモノニシテ決シテ申

込ナシタル時ニ溯リテ其効ヲ生スルモノニアラス

承諾ノアリタル時始メテ雙方ノ間ニ合意ヲ生スルモノナレハ承諾ノ効力カ申込ヲナシタル時ニ溯ラサルコトハ理ニ於テ然ルヘキモノ也

申込者ヨリ言ヘハ申込ノ時ニ結約ノ意思アリシナラント雖モ承諾者ニ於テハ其當時結約ノ意思アリタルニアラス承諾ノ時ニ始メテ其意思ヲ生シタルモノナリ雙方ノ意思ノ投合ハ全ク承諾ノ時ニアリト謂フヘシ

第二十四、遠地ニ居ル兩人ノ間ニアリテ郵便ヲ以テ結約スル場合ニ於テ承諾狀ヲ投函シルタ後直ニ取消狀ヲ出タシ其取消狀先ツ達シタルカ又ハ承諾狀ト同時ニ達シタル時ハ取消ノ効アリヤ否

右ノ場合ニ於テ取消狀ノ効アリトセハ契約ハ成立スルヲナカルヘク其効ナシトセハ契約ハ成立スヘク孰レカ其一ニ居ラサルヘカラス若シ承諾モ効アリ亦取消モ効アリト言ハ、猶ホ同時ニ暑シ寒シト謂フニ異ナラス英米ノ法律ニテハ承諾狀ヲ投函シタル時ヨリ通知アリタ

ルモノトシ契約成立スルモノナリトスルコトハ第十九ノ場合ニ於テ之ヲ述ヘタリ去レハ承諾狀ヲ投函シタルト同時ニ承諾ハ其性質ヲ變シテ契約トナリ亦取消スコト得ヘキ承諾アルコトナカルヘシ果シテ然ラハ承諾狀投函ト共ニ契約成立スルモノニシテ之ヲ一方ノ者ノ隨意ニテ取消スコト能ハサルヤ素ヨリ言ヲ待タス若シ之ヲ取消スコト得ルトセハ世ニ違約トテハナキニ至リ契約ハ對手間ニ在リテハ法律ニ均シキ効力アリトスル原則モ皆無ニ歸セントス故ニ承諾ノ取消狀假令先ツ着スルコトアルモ尙ホ契約ハ成立シ毫モ承諾ノ効ヲ害スルコトナカルヘキナリ何トナレハ契約ハ承諾狀ノ達シタル時ニ成立スルニアラスシテ之ヲ投函シタル時ニ既ニ成立シタルモノナレハナリ但シ此議論タル契約ハ投函ノ時ヨリ成立スルモノト假定シタルヨリ生スル自然ノ結果ニシテ第十九ノ場合ニ述ヘタル如ク右ノ規則ハ渾ヘテノ場合

ニ適用シ得ヘキモノニアラストセハ此議論モ強チ正當ノモノト謂フ
ヘカラサルカ如シ故ニ取消狀先ツ着シタルカ又ハ承諾狀ト同時ニ着
シタル時ハ右ノ規則ヲ適用スヘキモノト確定セルニアラサルコトヲ
證明セハ或ハ取消ノ効アリテ契約ハ成立セサルモノトスルヲ得ヘシ
今左ニ第十九ノ場合ニ論シタルモノヲ再ヒ畧述スヘシ
第十九ノ規則ハ便宜ヲ謀リテ設ケタルモノナリ申込者ハ豫メ其申込
ニ對スル承諾アラノコトヲ期シタルモノナレハ申込者ニ對シテハ承諾
者ニ於テ承諾狀ヲ郵便函ニ投スルヤ否契約成立セルモノトスヘキナ
リ若シ斯クセサレハ承諾者ハ申込ヲ受ケテ之ヲ承諾シタルモ申込者
カ承諾狀ノ未ダ着セサル前ニ申込ヲ取消ス如キコトヲ得ヘク然ルキハ
受申込者ニ於テ損失ヲ蒙フリ失望ヲ來スコトアルヘキナリ故ニ一旦承
諾狀ヲ投函シタル後ハ假令未ダ申込者ニ達セサルモ之ヲ取消スコト能

ハスト定メタルナリ、又一旦承諾狀ヲ投函シタル後ハ其着否ハ承諾者
ノ力ノ外ニシテ之ヲ左右スルコト能ハサルモノナレハ假令其書狀ノ紛
失シテ申込者ニ達セサルコトアルモ之ヲ以テ契約成立セリト便宜上定
メタルナリ第十九ノ場合ハ承諾狀ヲ投函シテ其未ダ達セサル前ニ申
込者カ取消シタル場合ト承諾狀ノ紛失シタル場合ニ限りテ之ニ適用
センカ爲メニ設ケタル規則ニシテ第二十四ノ如キ場合ハ英米國ニ適
切ノ先例一モアルコトナシ英米ニテハ未ダ第二十四ノ場合ヲ決スヘキ
一定ノ規則トテハ之レナキナリ若シ之ヲシトセハ余ハ寧ロ取消ノ方
ニ効アリトスルヲ至當ナリト信ス何トナレハ此場合ニ於テハ第十九
ノ規則ノ如キ例外ヲ設クルノ必要ナケレハナリ既ニ例外ヲ設クルノ
必要便宜ナシトセハ受申込者ニ於テ申込ヲ承諾スルト否トハ全ク其
隨意ニシテ決シテ承諾セサルヘカラサル義務アルニアラサルモノナ

レハ假令一旦承諾シタルニモセヨ之カ通知ノ申込者ニ達スルマテハ申込者ニ於テ契約ノ成立セシヤ否ヤヲ知ルニ由シナカルヘク之ヲ知ラサレハ契約成立セリト思惟シテ之カ履行ノ準備ヲナスコトナカルヘク又其利益ヲ得ント希望スルコトモナカルヘケレハ假令承諾シタル後ニ之ヲ取消サル、モ取消狀先ツ着スルカ又ハ同時ニ着スル時ハ申込者ニ於テ毫モ損失ヲ蒙フルコトナカルヘク又失望スルコトモナカルヘキナリ然ルニ若シ承諾者カ之ヲ取消サントスルニ取消ノ効ナシトセハ承諾者ノ眞ノ意思ニアラサルコトヲ強テサシムルニ至ラン夫レモ申込者ニ便宜アリト謂ハ、或ハ之カ爲メニ一步ヲ讓ルヘキモ申込者ニ一ノ便宜ナク而シテ承諾者ニ迷惑ヲ蒙ラシムルハ實ニ謂レナキコト謂フヘシ故ニ余ノ管見ニヨレハ便宜ヲ謀リテ第十九ノ規則ヲ設ケタルハ不得止設ケタル例外ナレハ其便宜ナキニ於テハ第二十四ノ場合

ニ此規則ヲ適用スルコト能ハサルヘシ若シ強テ之ヲ適用セントセハ便
宜ヲ謀リタル規則ニシテ却テ不便ヲ生シ二者ノ間相矛盾スルニ至ル
ヘシト思フナリ去レトモ言語上ニ就キ一見スレハ第十九ノ場合ニハ
承諾狀ヲ投函シタル時ヨリ契約成立スト謂ヒ第二十四ノ場合ニハ一
旦承諾狀ヲ發シタルモ其後ノ取消狀ノ方却テ効アリト謂ハ、二者相
矛盾スルカ如ク思ハルレトモ是只言語上ノ事ニシテ右承諾狀ヲ投函
シタル時ヨリ契約成立ストノ規則ハ前ニ述ヘタル二場合ニ限ルヘキ
モノニシテ一般ニ適用スヘキ原則ニハアラサルコトヲ知ラハ決シテ
矛盾ニアラサルコトヲ了解セラルヘシ

本論ニハ少シク關係薄キコトナレモ序ニ先例ノ事ヲ一言スヘシ凡ソ判
決ノ先例ト稱スヘキモノハ裁判官ノ職權ヲ以テ法律ヲ適用スルニ當
リ判決ノ基礎トナルヘキ理由ヲ稱スルモノニシテ此理由ノミチ先例

ト謂フヘキモノナリ故ニ如何ニ明論ナリト雖モ判決ニ必要ナラサル
 事ヲ論シタルモノハ裁判官一己ノ私見ニシテ判決ノ理由ト謂フヲ得
 ス隨テ先例トナルヘキ効力ナキモノナリ譬ハ承諾狀ヲ一旦郵便函
 ニ投スル時ハ契約完結スト言ヘルコトヲ述ヘタル訴訟事件ノ事實若シ
 承諾狀ヲ一旦投函シタル後ニ申込者ニ於テ申込ノ取消狀ヲ出シ其取
 消狀ノ方承諾狀ヨリモ先キニ達シタルモノナリシハ契約ハ承諾狀ノ
 投函ノ時ヨリ成立スト述フルコトアルモ其言タル之ヲ制限シテ右ノ場
 合ニノミ適用スヘキモノト解セサルヘカラス即チ承諾狀ヲ投シタル
 後ハ申込者カ申込ヲ取消スコト能ハスト言ヒシモノナルコトニ解スヘキ
 ナリ故ニ第十九ノ規則ヲ設ケタル訴訟事件ハ以テ第二十四ノ規則ニ
 ハ適用スルコト能ハサルナリ即チ第十九ノ規則ヲ定メタル訴訟事件ア
 ルカ爲メニ承諾狀ヲ投函シタル後ハ未ダ申込者ニ達セサル前ニテモ

Ratio decidendi

Dictum

承諾ヲ取消ス可能ハストハ謂フヲ得サルナリ然ルニ世ニハ第十九ノ規則ヲ定メタル訴訟事件ノ判決ニ一旦投函シタル時ヨリ契約成立ストアルヲ見テ直ニ第二十四ノ場合ニ適用シ此場合ニモ取消ノ効ナシト論スル者アリ蓋シ此等ノ者ハ未タ訴訟事件ヲ充分ニ解シ得サルノ輩ニシテ判決ノ理由ト理由外ノ裁判官ノ私見トヲ混シタルノ誤ナリ第二十四ノ場合ニハ英米ニテハ未タ取消ノ効ナシト一定シタルニアラス今尙ホ未定ノモノアリ既ニ未定トスレハ通則ニ從テ承諾ハ通知アルマテ効ナシト謂フヲ至當ノモノトセサルヘカラス而シテ此説タル單ニ理論ニ止マラス一ツノ實際ノ訴件アリソハダンモアト對アレキリンドルノ訴件ニシテ英國又ハ米國ニテ起リタルモノニハアラズ蘇國ニ起リタルモノナリ而シテ其事實ハ第二十四ノ場合ニ同シカリシカ取消ノ効アリト判決セリ元來蘇國ハ英國ノ一部ナレモ法律ハ

全ク格別ナルニ就キ右事件ヲ以テ英米ノ先例トナスノ効力ハナカル
 ヘケレモ亦以テ參考トナスニ足ルヘキナリ加之ホーランド、ポロツク、
 ラングテル等ノ諸大家ハ若シ右同様事件ノ英國若クハ米國ニ起ル
 アランニハ必ス之ト同一ノ判決ヲ下スナルヘシト言ヘリ又印度契約
 法ニテハ第十九ノ場合ニ引用セシカ如ク承諾ノ効ハ承諾者ニ對シテ
 ハ其申込者ニ達スルマテ其効ナク承諾狀ヲ投函シタル後ト雖モ未ダ
 達セサル前ナレハ之ヲ取消スヲ得ヘシトシ申込者ニ對シテハ投函
 スルト同時ニ其効ヲ生スルモノトシ承諾者ニ對シテ承諾ノ効ヲ生ス
 ル時ト申込者ニ對シテ其効ヲ生スヘキ時トナ同フセス斯ク定メタル
 所以ノモノハ第二十四ノ如キ場合ニ於テ承諾者ヲシテ承諾ヲ取消ス
 ヲ得セシメンカ爲メナリ印度法モ英米ノ先例トナルノ勢力ハナク
 レモ第十九及ヒ第二十四ノ場合ニ適用スヘキ英米法ノ精神ヲ能ク穿

チタルモノト謂フヘシ加之第十九ノ場合ニ論シタル如ク獨逸商法伊國新商法等ニ於テモ亦第二十四ノ如キ場合ニハ承諾狀ヲ取消スヲ得ヘキモノトセシテ以テ見レハ余カ意見ノ不當ナラサルヲ證スルニ足ルヘシ

申込ト承諾トニ關スル規則ハ前回ニテ終レリ而シテ承諾申込トモニ言語舉動若クハ書面ヲ以テ爲シ得ヘキコトハ前既ニ述ヘタルカ如シ故ニ申込ニ對スル承諾アリテ一ノ契約ヲ生スル場合ヲ分析スレハ左ノ如シ

第一、言語若クハ書面ニテ申込ミ之ニ對スル單純ナル承諾アリタル場合

此單純ナル承諾ハ前ニモ述ヘタル如ク承諾者カ承諾スルニ就キ別ニ何事ヲモ爲サス又申込者ニ對スル約束モナサル場合ニシテ即チ未

行恩惠ノ偏務契約ヲ生セシムルモノナリ然ルニ英國ニテハ捺印證書
 ナ以テセサレハ恩惠契約ハ其効ナキカ故ニ此第一ノ場合ハ捺印證書
 ナ以テシタルトキニ限り有効ナリトス譬ヘハ甲カ乙ニ向テ或ル物ヲ
 與ヘント言ヒ乙之ヲ貰ハント言ヒタルノミニテハ契約成立セス去レ
 トモ甲若シ捺印證書ヲ以テシタルトキハ假令乙ハ捺印證書ヲ以テセ
 サルモ其契約ハ成立スヘシ此事ハ捺印證書ノ説明ヲ參照セハ明瞭ナ
 ラン

第二、言語又ハ書面ヲ以テ所爲ニ對スル申込ヲナシタル場合
 此場合ハ前ニモ引證シタル新聞ニ廣告シテ紛失物ヲ届クル者ニハ金
 錢ヲ與フヘシト申込ヲナシタルカ如キモノナリ受申込人ニ於テ假令
 見付ケタラハ届クヘシト謂モ之ヲ届クルニアラサレハ承諾ノ効ナク
 契約ヲ成立セシムルコトナシ而シテ契約上ノ責ヲ負フヘキ者ハ廣告者

ニシテ承諾者ハ毫モ義務ヲ負フコトナシ故ニ此場合ハ既行ノ偏務契約ナリトス既行ノ偏務契約トハ成立ノ際ニ既ニ實行シ終リタル約因ニ對スル契約ヲ謂フ

第三、所爲ヲ以テ申込ヲナシ承諾者ニ於テ約束スル場合ハ依頼ナキニ出入ノ商人物品ヲ置キ去リタルニ之ヲ費消シタル場合ノ如シ斯ノ如キ場合ニ於テハ出入ノ商人ハ所爲ニテ申込ヲナシタルモノニテ主人ノ之ヲ費消シタルハ相當ノ價ヲ拂フヘシト約シタルモノナリ而シテ此場合モ亦偏務ノ既行契約ナリ何トナレハ契約成立ノ時既ニ其約因ハ爲シ終リタルモノナレハナリ

右第二第三ノ場合ハ殆ント同一ニシテ只異ナル點ハ契約成立ノ後義務者トナルヘキ者第二ノ場合ニテハ申込者ニシテ第三ノ場合ニテハ承諾者ナルノ差アルノミ

第四、言語ヲ以テ申込ヲナシ言語ヲ以テ承諾シタル場合

譬へハ互ニ物品ヲ賣買スルノ約束ヲナスカ如シ此場合ニハ契約ノ成立シタル後ニ申込者モ承諾者モ共ニ契約上ノ義務ヲ負フモノニシテ即チ雙方ノ約束ハ互ニ約因トナリテ一ノ有効ナル未行雙務ノ契約ヲ生スルナリ

第五、所爲ヲ以テ申込ヲナシ所爲ヲ以テ承諾シタル場合

譬へハ現金賣買ノ場合ノ如シ賣主ハ物品ヲ渡シ買主ハ代金ヲ拂ヒ共ニ所爲ヲ以テナスナリ去レ此第五ノ場合ニハ契約成立スルコトナシ何トナレハ契約ハ成立シタル後ニ爲スヘキ義務ヲ生スルモノニテ事ヲ將來ニ期スルモノナリ然ルニ此場合ニ於テハ賣買雙方ノ對手共ニ一時ニ爲スヘキコトヲ爲シ盡シ毫モ事ヲ後ニ期スルコトナケレハナリ故ニ第五ハ契約ヲ生スル場合ト區別スル爲メニ類似ノ場合トシテ之ヲ

Holland

Holmes

舉ケタルノミ
右ニ掲ケタル四場合ノ中第一ハ有式契約ニシテ其他ノ三場合ハ共ニ
無式契約ナリ
次ニ余ハ合意ハ契約ノ成立ニ必要ナリヤ否ヤ即チ申込ト承諾トハ合
意ノ證據ニ止マルモノナルカ將々申込承諾ノ所爲即チ契約ノ原素ニ
シテ是レサヘアレハ眞ノ合意ナキモ可ナリヤ否ヤヲ説明セン
英米法學者ノ多數ハ申込及ヒ承諾共ニ合意ノ證據ニ過キスト言ヘト
モ法理學ノ著者ナルホーランド氏並ニ英米習慣法ノ沿革ヲ調ヘタル
ホルム氏ノ如キハ法律上申込ト稱シ又承諾ト稱スヘキ所爲アレハ契
約成立スルモノニシテ事實合意ノ有無ヲ問フモノニアラスト言ヘリ
余ハ雙方ノ論者共ニ全ク之ヲ贊成スルヲ得サレトモ雙方亦一理ナキニ
アラス何トナレハ合意カ契約ニ必要ナリトハ何人ト雖モ異説ヲ唱ヘ

サル所ナルヘケレモ法律カ人ノ頭裏ニマテ立入りテ合意アリヤ否ヤ
 ナ知ルコトハ事實出來サルコトニシテ必ス外形ニ顯ハレタル所ヨリ之ヲ
 推測セサルヘカラス而シテ其之ヲ推測スルノ目的ハ事實合意ノ有無
 ナ知ルニ在リト雖モ時ニ或ハ錯誤アルヘク又時トシテハ外形ニ顯ハ
 レタル所ニヨリテ見ルモ合意ナキコト明カナルニ一方ノ者ノ便利ヲ謀
 リテ便宜上合意アリトナサ、ルヲ得サル場合アリ故ニ合意必要ナリ
 ト謂フ論モ合意ハ必要ニアラス申込承諾アレハ充分ナリト謂フ反對
 論モ各法律ノ一部分ヲ見タルノ説ト謂フヘシ然レモ余ハ合意カ契約
 ニ必要ナリト謂フ方本則ナルヘシト信ス彼ノ事實合意ナキモ誤テ合
 意アリトスルカ如キ場合ハ人間ノ免ルヘカラサル過失ニシテ法律ノ
 標準トスル所ハ真正ノ合意アルヲ要スルニアリ又合意ナキコト知リ
 ナカラ合意アリトスルカ如キハ便宜上設ケタル變例タルニ過キス凡

ソ例外ナキ規則ハ殆ソト是レナカルヘク例外アルヲ以テ其本則アル
ヲ知ルニ足ラン故ニ申込ト承諾トニ關スル規則ノ中ニテモ前後照合
スレハ或ハ合意カ契約ニ必要ナリト謂フ規則ニ反スルカ如ク見ユル
規則モアルヘシ又前後牴觸スルカ如キ場合モアルヘシ去レト此等ハ
法理ニ調和スルニ便宜ヲ以テセルノ結果ナリ元來右議論ノ分ル、所
以ハ重ニ合意ノ必要ナリト謂フコトト事實合意ノ有無ヲ知ルコトノ
困難ナルコトトノ二ニ原因スルモノナリ

今申込承諾ニ關スル規則ノ相牴觸スル場合ヲ擧クレハ前ニ述ヘタル
第十九、第二十四ノ規則ニ於ケルカ如シ又合意ナキヲ明カナレモ法律
上便宜ヲ謀リテ是レアリタルモノト看做ス場合ハ申込ノ取消ハ通知
ナクシハ其効ナシト言ヘル規則ニ依ルモ自ラ明カナラン凡ソ申込ヲ
取消スノ心生シタルノミニテハ未ダ明カナラサレモ既ニ之ヲ認メ

テ郵便ニ投函シタル以上ハ取消ノ意外形ニ顯ハレタルモノナリ然ルニ尙ホ取消ノ効ナシト謂フモノハ先方ニ於テ反對ノ通知ヲ得サル以上ハ前ノ申込ヲ受ケツ、アルモノト看做サ、ルヲ得サレハナリ併シ別ニ便宜上通則ヲ破フル丈ノ必要ナキハ眞正ノ合意ヲ要スルコトハ「申込ハ通知ヲ待テ其効ヲ有ス」ト言ヘル規則及ヒ「承諾ハ通知ヲ待テ其効ヲ生ス」ト言ヘル規則及ヒ「申込承諾符合セサレハ契約成立スルコトナシト言ヘル規則等ニヨリ考フルモ之ヲ知ルヲ得ヘシ

若シ法理上合意ハ契約ニ必要ナラスト言ハ、錯誤、詐欺、脅迫等ノ事アルモ契約ノ成立ヲ妨ケスト言ハサルヲ得サルニ至ラン然ルニホーランド氏ノ如キハ同書ノ一部分ニ於テハ合意ハ契約ニ必要ナラスト言ヒナカラ他ノ部分ニ於テハ錯誤等アレハ契約ノ成立ヲ害スヘシト言ヘリ其矛盾セルコト一見シテ知ルヘシ又ホルム氏ハ曰ク錯誤、詐欺等ハ

契約ノ成立ヲ害スルモノニアラス苟クモ法律上申込承諾アレハ事實
申込者又ハ承諾者カ間違ヘルコアルモ錯誤ヲ理由トシテ契約ノ成立
セサリシコト主張スルヲ得ス併シ契約ヲ結フニハ目的物トナルモノ
アリ故ニ申込及ヒ承諾上ノ言語ヲ考フレハ雙方符合セルカ如クナル
モ之ヲ目的物ニ適用スルニ當リテハ二者ノ間ニ異議ヲ生スルコトアル
ヘシ斯ル時ハ合意ナキニハ非サレモ申込ト承諾トノ外形ニ顯ハレタ
ル所爲自ラ牴觸スルモノニシテ契約成立スルコトナシ譬ハハ保險契約
ヲ受ケントスル人カ建物ノ保險ヲ申込ミ其申込ノ中ニハ器械店ノ建
物ト記セリ然ルニ其建物ハ實ハ器械店ニアラスシテ一層危険多キ或
ル製造所ナリシカ此契約ハ成立セスト判決セラレクシ蓋シ契約書ニ
記シタルコト契約ノ目的物ト雙方共ニ契約ノ成立ニ必要ナル原素ノ
間ニ牴觸スルコトアリシヲ以テナリト去レハ言語上申込ト承諾トノ間

ニ少シニテモ齟齬スル所アルカ又ハ申込及ヒ承諾ノ示シタル目的物ト契約上ノ言語ト齟齬スルヲアラハ決シテ契約ヲ成立セサルモノトスルカホルム氏ハ是ヲ然ラスト言ヘリ然ラハ則チ如何ナル時ニ契約成立セサルカト謂フニ契約上ノ言ト契約上ノ事柄トノ各緊要チル點ニ就キ差異アリテ其牴觸シタルモノ、一チ省クキハ對手雙方ノ結約セントシタルヲヨリ大ニ異ナリタル結果ヲ生スルカ如キ場合ニアラサレハ契約成立スルモノナリト謂ヘリ是ニ由テ之ヲ觀レハ契約ノ成立チ妨ケサル牴觸ト之ヲ妨クヘキ力アル牴觸トノ區別ハ矢張結約對手ノ意思ヲ標準トシテ定ムルニ非サレハ之ヲ區別シ能ハサルヘシ故ニホルム氏ノ説ト雖モ亦結約對手ノ意思ハ毫モ法律上問フ所ニアラスト謂フニハアラサルカ如シ余ハ合意ヲ以テ契約成立ニ必要ナリトスルチ原則トスレト時ニ合意ナキモ之レアリト看做スコアルハ便宜

上ノ例外ナリト思考スルナリ
 以上合意ノ事ヲ講述シタルハ是ヨリ約因ノ事ヲ説明スヘシ約因トハ
 英語ニテ之ヲ^は「コンシデレトシヨン」ト稱シ或ハ報償ト譯ス其譯字ハ異
 ナレトモ共ニ幾分カ原語ノ意義ヲ寫シタルモノナリ去レト皆完然ナ
 ル譯字ニアラス譯字ニ拘泥シテ誤解スヘカラス爰ニ約因ト稱シタル
 ハ契約ノ原因ト言ヘルヲ畧稱シタルモノナリ契約ノ原因トハ法律上
 約束ヲシテ契約ノ効アラシムルニ必要ナル一原素ヲ言フ約因ハ先ツ
 約束ヲナス人ノ約束スル理由即チ約束者ノ主旨ト考ヘテ大差ナシ去
 レトモ法律上ニテ所謂約因ト稱スルモノハ單ニ理由ト言フヨリハ其
 區域狹シ
 凡ソ英米ノ法律ニテ約因ノ定義ヲ下シタルモノハナケレド或ル訴訟
 事件ニ於テ裁判官ノ述ヘタル言ニシテ能ク約因ノ性質ヲ解明シタル

Valuable consideration

Good Consideration

モノトシテ常ニ引用セラル、モノアリ其言ニ據レハ法律上有價值ノ約因トハ一方ノ者ノ得ル所ノ權利、便宜若クハ利益又ハ他ノ一方ノ者ノ負擔スル所ノ義務又ハ受クル所ノ損害若クハ不便ナリト此約因ノ解明ノ中ニ一方ノ得ル云々ト言ヘルハ義務者即チ約束者ヲ指シ他ノ一方ノ者トハ權利者即チ受約者ヲ言ヒタルナリ而シテ初メ有價值云々トアルハ英語ニテ「バリエューブル、コンシデレートシヨント」稱スルモノナ「グッド、コンシデレートシヨント」ヨリ區別シタルナリ此二者ノ區別ハ今日ニテハ必要ナラサレトモ往時ニテハ必要ナリシ「グッド、コンシデレートシヨント」ハ近親ノ者ニ對スル愛情等ノ事ヲ言フ此二種ノ區別ハ後ニ至リ再ヒ説明スヘシ

此約因ノ解明ハ今日英米法ニテ言フ所ノ約因ノ解明ニシテ之ヲ充分ニ理解セント欲セハ未ダ法律カ充分約束ニ義務ヲ生セシムルノ効ア

リトセサリシ時ニ溯リテ研究セサルヘカラス古代英國ニテ「コンシヂ
レ」シヨ「ン」即チ約因ト稱シタルハ今日言フ如キ意義トハ少シク異ナ
レリ故ニ左ニ之ヲ説明スヘシ
今日稱スル所ノ約因ヲ分析スレハ二種トナスコトヲ得ヘシ其第一ハ負
債訴式ヲ以テスヘキ訴ノ原因トナルモノニシテ單ニ之ヲ稱シテ負債
ノ約因ト言フ負債ノ約因トハ負債者ノ現ニ受ケタル利益ヲ言フ譬ヘ
ハ金ヲ借ル時ハ返却ノ義務ヲ生スヘシ其原因ハ金錢ヲ借リタルニア
リ物ヲ買ヒタルモノモ亦同シク買主ニ於テ代價ヲ拂フヘキ義務ノ原因
ハ賣主ヨリ物ヲ買ヒ取リタルニ在リ此負債ノ原因ハ法律カ未タ契約
ノ本體ヲ認メサリシ前ヨリアリタルモノニテ契約ノ沿革ヲ論シタル
時既ニ説明シタルカ如ク約因ヲ以テ契約ノ原因トシタルニアラス負
債即チ義務ノ原因ニシテ約義務ハ羅馬ノ物約ト同シク約束ノ無効ニ

係ラスシテ生スルモノトセシナリ其後法律カ約束ニヨリ義務ヲ生ス
 ヘシトスルニ至リテモ即チ約束訴式ヲ生シタル後ニテモ尙ホ従前ノ
 負債訴式ト共ニ兩者並存シタルヲ以テ後ニハ物ヲ現ニ買ヒタル場合
 或ハ金ヲ借リタル場合等ニシテ従前ハ現ニ受ケタル利益ヲ以テ原因
 ト看做セシモ後ニハ賣買或ハ貸借等ノ約束ニヨリテ代價ヲ拂ヒ又ハ
 金ヲ返ス義務ヲ生スル如ク看做スニ至リ始メテ負債ノ原因ノ性質ヲ
 變シ之ヲ約束ノ原因ト看做スニ至レリ

併シ負債訴式ヲ以テ訴フヘキ場合ハ矢張従前ト異ナルヲナカリシカ
 故ニ此時ニ當リテハ未タ受約者カ損失ヲ受ケシナラハ爲約者ノ約束
 ナ有効ナラシムヘシトハ爲サスシテ猶ホ爲約者ノ現ニ利益ヲ受クル
 ヲ必要トセリ然ルニ約束訴式ヲ生シ此訴式ヲ用フルノ盛ニナリ
 シ後ニ法律ノ見ル所ニテハ約束カ原因トナリテ義務ヲ生スルモノト

セシテ以テ必ラスシモ爲約者カ利益ヲ受クルヲ必要トセス受約者
カ損失ヲ受ケタルニテモ充分ナリトスルニ至レリ其主旨ハ爲約者カ
利益ヲ得サルニセヨ受約者ニテ約束ヲ受クルカ爲メニ損失ヲ蒙フル
事アルハ其約束ヲシテ有効ノモノトナサ、ルヘカラス何トナレハ
若シ斯クセサルハ約束者ニ於テ漫リニ人ニ損失ヲ蒙ラシムルヲ
ナ得ルニ至レハナリト云フニアリ之ヲ以テ約束訴訟ニ於ケル約因ハ
受約者ノ損失ニテモ可ナリ又受約者ヨリ爲約者ニ對シテ爲ス反對ノ
約束ニテモ充分ナリ即チ更ニ之ヲ約言スレハ負債ノ約因ニ必要ナル
條件ナキモ可ナリトスルニ至レリ故ニ第二種約因ヲ生シタル後ハ前
ニ掲ケタル約因ノ解明ニ於ケルカ如ク二者孰レニテモ契約ヲ有効ナ
ラシムルニ充分ナルヲトナレリ今日英米法ニ於テ約因ト言フハ負債
ノ約因ト約束訴訟ノ約因トヲ併稱スルモノナリ斯ノ如ク約因ニ二種

アリテ之ヲ混同セサルコト約因ノ性質ヲ知ルニ必要ナレトモ第二ノ種類
 即チ約束訴式ノ約因ニテモ普通ノ場合ニハ爲約者カ受クル所ノ利益
 ナルコトヲ注意セサルヘカラス
 約因ノ解明ヲ理解スルニ當リ先ツ注意スヘキコトハ約束ヲナスコトハ其
 約束ノミニ就キ之ヲ論スレハ必ス爲約者ノ損失ト言フコトナリ何トナ
 レハ若シ約束ヲナサレハ義務ヲ負フコトナキニ約束シタルカ爲メニ
 義務ヲ負フモノナレハナリ又受約者ニ就テ言ヘハ約束ヲ受クルコトハ
 其事ノミニ就テ言ヘハ必ラス利益ナリ何トナレハ約束ヲ受ケタルカ
 爲メ之ヲ受クルコトナクンハ得ヘカラサル利益又ハ權利ヲ得ヘケレハ
 ナリ去レハ單純ナル約因ナキ場合ニ就テ考フレハ爲約者ハ常ニ損チ
 ナシ受約者ハ必ス利益ヲ得ルモノナレトモ約因アル場合ニ於テハ其代
 ハリニ爲約者ニ於テ約束外ノ利益ヲ得ルカ又ハ受約者ニ於テ損失ヲ

蒙フルヘシ譬へハ茲ニ貸借アリトセンニ借主カ義務ヲ負擔スルハ不利益ナレト其代リニ金ヲ借リタルノ利益アリ貸主ニハ返濟ヲ得ルノ利益アレト其代リニ前ニ金ヲ貸シタルノ損失アルカ如シ又物品ヲ渡タシ未タ代價ヲ拂ハサル賣買ノ場合ニテモ買主ハ代價ヲ拂フノ不利益アレト前ニ物品ヲ受取リタルノ利益アリ賣主ハ代價ヲ受取ルノ利益アレト前ニ物品ヲ渡シタル損失アルカ如シ又若シ先ツ代價ヲ拂ヒ未タ物品ヲ得サル場合ニ於テモ是ト同理ナリ又單ニ賣買ヲ約シタルノミニテ未タ孰レモ其約束ヲ履行セサル場合ニ於テモ之ト同シ何トナレハ相互ノ約束互ニ約因トナレハナリ故ニ法律カ約束ヲシテ契約ノ効ヲ有セシムルニ約因アルコト必要トスルハ約束ニモ利益ヲ得ヘキ者ヲシテ徒手利益ヲ得ルコトナカラシメシカ爲メナリ凡ソ約束ト約因トハ互ニ之ヲ交換スルノ主意ニ出テタルモノト解スヘシ

Cause

Causa

約因ニ關スル規則ヲ講述スルニ當リ先ツ英米法ノ約因ト羅馬法ヲ繼
受シタル佛國民法ニ謂フ所ノ原由ト異ナル點ヲ講述スヘシ
佛國民法ニ所謂原由ト稱スルモノハ原語ニテ「コーズ」ト言ヒ羅馬法ニ
「コーザ」ト言フ所ノ者ト同シ佛國ニハ成典アレモ原由ハ如何ナル性質
ノモノナリヤ之カ定義ヲ下シタルコトナシ唯契約ノ成立ニ必要ナル原
素ノ一ニ原由トアリ又第一千百三十一條ニハ原由ナキ契約又ハ詐欺ノ
原由アル契約若シハ不適當ノ原由アル契約ハ無効ナリト記セリ此箇
條ヲ解釋スル者ノ說明ヲ見ルニ英國法ノ約因ヨリ廣キカ如シ佛國民
法ニ言フ要償ノ契約ノ場合ニ於テ原由ト言フモノハ先ツ英國法ノ約
因ト同一ナリト言ツテ可ナルヘシ然レモ恩惠契約ノ場合ニ於テハ大
ニ英米法トハ異ナレリ佛國學者ノ說ニヨレハ斯ル契約ハ爲約者カ
人ニ利益ヲ與ヘントスル主意或ハ人ノ恩誼ニ報ユル主意即チ原由ナ

リト言ヘリ英米法ニテハ斯ノ如キ道德心ハ法律ノ問フ所ニアラス約
因ハ必ス幾分カ金錢ニテ量リ得ヘキ價值アルヲ要ス之ヲ以テ見レハ
英米法ノ約因ハ佛國法ノ原由ヨリ其區域狹シ佛國法ニテハ約束者ニ
結約ノ主意サヘアレハ其他ニ何物モ要スルコトナク苟モ合意真正ナラ
サルカ又ハ詐欺ノ如キ瑕瑾アルカ若クハ反法等ノ事アルニアラサレ
ハ其契約ハ充分ニシテ其餘ニ約因アルヲ要セサルカ如シ佛國法ノ原
因ハ一箇獨立ノ要素ニハアラスシテ合意ノ眞否ヲ推知スルノ證據タ
ルニ過キスト思ハル、也英米法ノ約因ハ殆ント英米固有ノ者ト稱ス
ルモ可ナルヘシ現ニ印度ノ如キハ英國ノ領地ナレトモ佛國法ニ摹
倣シ人ニ道德上善ヲ爲スヲ又ハ愛情等ヲ以テ契約ノ原由トスルニ充
分ナリトセリ約因ノ本體ハ約束ノ理由トスレハ或ハ佛國法印度法ノ
規則ヲ可トスヘケレトモ英米法ニテハ約因ヲ以テ單純ニ約束ノ理由ト

ハナサス約因ハ必ス金錢ニ積リ得ヘキモノナルヲ要スルナリ蓋シ斯
 ク定メタル所以ハ道德ノ範圍ニ屬スヘキモノト法律ノ範圍ニ屬スヘ
 キモノトナリ判然區別シ約因ナキ約束ハ一ニ道德ノ制裁ニ任スヘシト
 ノ考ニ出テタルモノニシテ實際ニ適セルモノト信スルナリ契約ノ沿
 革ヲ論シタル所ニ於テ述ヘタル如ク英國ノ法律ニテ約束ニ依リ義務
 ナ生スト看倣シタルモノハ約束シテ夫レカ爲メニ約束者カ利益ヲ得
 タル時カ又ハ受約者カ損失ヲ蒙フリタル場合ニ其約束ヲ有効ナラシ
 メサルトキハ約束者カ不正ノ利益ヲ得受約者カ謂レナキ損失ヲ蒙フ
 ルニ至レハナリホルム氏ハ英米法ニテ約因ヲ必要トスルハ全ク約束
 ナ爲スノ意思アリシカ否ヲ知ルヘキ一ノ證據ニ止マリ約因ハ性質上
 約束ノ成立ニ必要ナリトスルニアラス約因モ亦一ノ式ニ過キサルナ
 リ然ルニ何時ノ頃ヨリカ終ニ約因ヲ以テ契約ニ必要ナル原素トスル

リ期滿免除ニシテ既ニ義務ヲ免スルモノトセハ之レニ對スル權利モ亦同時ニ消滅スヘキナリト之レニ反シテ出訴期限ノ經過ヲ以テ權利義務ヲ消滅スルモノニアラストナスノ論者ハ云ク出訴期限ノ制度ハ決シテ權利義務ヲ消滅スルモノニアラズシテ單ニ裁判所ニ救治ヲ請フノ權利ヲ止ムルノ効力アルノミ故ニ出訴期限後ニ至テ負債主ヨリ債物ヲ債主ニ仕拂ヒタル時ト雖トモ負債主ハ其債物ヲ債主ヨリ再ヒ取戻スノ權ナシ又出訴期限ヲ經過シタリト雖トモ債主ハ依然トシテ差押ヘテナスノ權利アルノミナラズ抵當物アルトキハ其抵當物ヲ占有スルノ權利ヲ有スルニアラズヤ果シテ然ラハ權利者ハ出訴期限ノ經過ニ由テ出訴權ト云ヘル權利ヲ失ヒタルノミニシテ其他ノ權利ニ至テハ依然之レヲ有スルモノト云ハサルヘカラスト已上ハ則チ二論者ノ議論ノ大畧ヲ示シタルモノナルカ今日ノゴトキ法理ノ既ニ明カ

出訴期限
ノ起算

トナリタル世トナリテハ第一論者ノ説ハ廢陳ニ屬シ第二論者ノ説ケルガ如ク出訴期限ノ經過ハ權利ノ全部ヲ消滅セシムルモノニアズシテ權利ノ一部即チ訴權ヲ絶ツニ過キストノ議論コソ眞ニ出訴期限制限ノ精神ニテ決シテ第一論者ノ説ノ如ク權利義務ノ全部ヲ消滅スルモノニアラサルコトハ甚タ明カナリトス初學ノ者或ハ惑フ所アルヘシト雖トモソハ法理學ヲ學フニ至テ精密ニ了解スルコトヲ得ベキノ

第二節 出訴期限ノ起算

出訴期限ハ何國ノ法律ト雖モ事柄ニ依テ各々長短アリ一定ニ歸セズ而シテ又其起算方ニ至テモ徃々一般ノ例ニ據リ難キ場合アルヲ以テ法律ニ於テハ先ツ其起算方法ノ通則ヲ示シ續テ之レカ例外ノ場合ヲ説クヲ常トナスナリ今私犯ニ對スル出訴期限起算ノ通則ヲ擧クレバ

則チ左ノ如シ

起訴ノ原由ニシテ若シ單一ノ所爲ニ據ルキハ其所爲ノアリタルキヨリ出訴ノ期限ヲ起算シ若シ又其原由ニシテ單一ノ所爲ニ據ルニアラズ全ク損害ノ生シタルニ據ルキハ則チ其損害ヲ受ケタル時ヨリ出訴期限ヲ起算スヘシ

尙ホ此通則ノ意ヲ詳カナラシメシニ凡ソ私犯ヲ組織セル犯行ノ内ニハ損害ノ附帶シテ初メテ私犯トナルモノアリ又損害ハ附帶セサルモ單一ノ所爲ノミアリテ私犯トナルモノアリ則チ不法ニ他人ノ權利ヲ犯スノ所爲ノ如キハ損害ナシト雖モ私犯ヲ組織シ之レニ反シテ義務ヲ怠リタル場合ノ如キハ損害ノ附帶スルニアラスンハ私犯ヲ組織ヒサルナリ故ニ前者ノ場合ニ於テハ損害ノ有無ニ拘ラス所爲自カラ私犯タルヲ以テ之レニ對スル出訴期限モ其所爲ノアリタル日ヨリ起算ス

ト雖^レ後者ノ場合ニ於テハ損害ノ生シテ初メテ私犯トナルヲ以テ其損害ノ生スルマデハ出訴スヘキ權ナケレハ隨テ出訴期限モ損害ノ生シタル日ヨリ之レヲ起算スルナリ

(例一) パツキハオス對ボノミーノ訴件 甲者ヨリ乙丙及ヒ丁所有ノ土地ニ相隣セル地所内ニ數箇ノ家屋ヲ所有セリ然ルニ戊ハ此等ノ地下ニ在ル鑛脈ヲ所有シテ日々之レヲ採掘ニ從事セシニ某ノ時鑛物ノ採掘度ニ過キテ遂ニ乙者ノ土地ヲ地下ニ墮落セシメタリ而シテ其後六ヶ年ヲ經過シテ嘗テ乙者ノ土地ノ墮落ヨリ甲者ノ家屋ヲ害スルニ至レリ依テ甲者ハ戊ニ對シテ出訴シタルニ戊ハ出訴期限ノ經過シタルコトヲ口實トシテ其責任ヲ免レントセシカ裁判所ハ判決シテ云ク甲者ノ出訴期限ハ經過シタルモノニアラズ何トナレバ戊カ其所有ノ鑛物ヲ採掘スルハ固ヨリ正當ノ事ニシテ其採掘ノ

所爲ハ私犯ニアラズ畢竟其採掘ヨリシテ甲者ニ蒙ラシメタル損害
カ私犯ヲ組織スルモノナレハ甲者ノ出訴期限ハ該家屋ニ害ヲ受ケ
タルノ日ヨリ起算スヘキモノナリ故ニ成ハ其責ニ任セサルヘカラ
ズト是レ則チ本文後者ノ場合ニ於ケル一例ナリ

(例二)エドワード對クレイノ訴件 甲者アリ裁判執行ノ爲メ其家財
ヲ取押ヘラレシカ其後甲者ノ友人某該家財ヲ買求ノ其儘甲者ノ所
持ニ任セリ甲者ハ六ケ年間該家財ヲ使用スルコトヲ得テ然シテ後
死去シタリ固テ友人某ハ右家財取還ヘシノ事ヲ甲者ノ寡婦ニ請求
シタリシニ該寡婦ハ其請求ヲ拒ンデ云ク六ケ年間甲者ヲシテ所持
セシメタル後ノ今日ニ於テ其取戻ヲ請求スルモ既ニ出訴期限法ニ
據テ其權利ナキモノナリト於是友人某ハ該寡婦ニ對シテ出訴セリ
裁判所ハ判決シテ云ク出訴期限ハ某カ家財取還シテ請求シタル日

ヨリ起算スヘキナリ何トナレハ此場合ニ於テハ冒認ノ私犯ナルカ故ニ甲者ノ寡婦カ該家財ヲ友人ニ返ヘスコトヲ拒ミタル時ニ於テ初メテ私犯ヲ組織スレハナリト是レ則チ冒認ノ所爲自カラ私犯ヲ組織スルモノニシテ損害ノ有無ヲ問ハサルモノダレハ本文前者ノ場合ニ於ケル例ノ一ナリ

(例三)デベレ一對大運河會社ノ訴件 被告運河會社ハ一千八百六十六年前ニ二箇ノ木造運河ヲ造リ流水ノ便ヲ開キシカ其後一千八百六十六年ニ及ンテ金屬性ノモノヲ以テ之レテ小運河ニ改造セリ然ルニ一千八百七十三年大雨アリテ爲ニ運河ノ流水相隣リセル原告ノ土地ニ溢レ込ミタリ於是原被ノ爭議トナリタリシカ裁判所ハ判決シテ云ク大運河ニ代ユルニ小運河ヲ以テシタリトテ未タ以テ非行ニアラス又原告ニ損害ヲ及ホシタルニアラサルナリ被告ノ所爲

ノ私犯トナリタルハ則チ溢水ノ時ニ在アルカ故ニ原告カ被告ニ對スルノ出訴期限ハ其時ヨリ起算スルナリト是レ則チ本文後者ノ場合ニ於ケル例ノ二ナリ

以上ハ通則ノ意ヲ明カナラシムル爲メニ二三ノ例ヲ示シタルコトナルカ諸君ハ蓋シ既ニ其意義ヲ明カニセラレタルコト、信ズ因テ之レヨリ通則ヲ適用ヘスカラサル場合ヲ示スヘシ

一、不能力者ノ場合

訴權ヲ有スヘキ者初メヨリ不能力ナルキハ出訴期限ノ經過ヲ中止スルナリ而シテ所謂不能力トハ幼年、有夫ノ婦又ハ白痴瘋癲ノ如キヲ云フナリ故ニ例ヘハ甲者アリ狂癲ノ病ニ罹リ居ルノ際乙者ノ爲メニ歐打セラレタリトセンカ通常ノ場合ナレハ其歐打セラレタル日ヨリ出訴期限ヲ起算スルコトナルカ斯ル場合ニハ甲者ノ病氣恢復ニ至ルマ

テ出訴期限ノ經過ヲ中止シ其恢復ニ及ヒタル日ヨリ之ヲ起算スル
 カ如キ是レナリ夫レ然リ然ルト雖モ權利者ニ訴權ノ生シタル後不能
 力ナリダリトテ出訴期限ノ經過ヲ中止セサルナリ畢竟出訴期限ハ一
 タヒ其起算ニ掛リタル後ハ何等ノ事故ニ拘ラズ中止スヘキモノニア
 ラサルヲ以テナリ是レ則チ通則ヲ適用スヘカラサル場合ノ一ナリト
 ス

二、私犯繼續ノ場合

私犯ノ繼續セル場合ニハ出訴ノ權モ又隨テ繼續スルモノニシテ之レ
 カ出訴期限ハ該私犯ノ最終ノ日ヨリ起算スルナリ例ヘハ不法監禁ノ
 場合ノ如キ其繼續スル間ハ則チ監禁ノ私犯アルモノナレハ之レニ對
 スル出訴期限ハ監禁ノ日ヨリ起算スルニアラズシテ最終ノ日ヨリ起
 算スルカ如キ是レナリ

占有權取

戻ノ件

〔第拾壹〕 占有權取戻ノ件

アーモリー對テラミリ Amory v. Delamirie. (1 Smiss L. C. 256.)

事實

〔事實〕 原告ハ煙筒ノ掃除ヲ業トナス者ナリ或時一煙筒ノ掃除ヲナス際ニ偶然寶玉ヲ發見シタリ然レトモ己レ未タ其何物タルヲ知ラサルヲ以テ被告ナル金匠ノ許ニ持參シ其鑑定ヲ托セントシ之ヲ被告ノ丁稚ニ渡シタリ而シテ丁稚ハ之ヲ請取り其重量ヲ測ルコトヲ口實トナシテ右ノ寶玉ヲ其臺ヨリ分チテ奪取セリ因リテ其後原告ハ被告ニ對シテ其寶玉ノ返却ヲ要求シタルニ被告曰ク余ハ其寶玉ノ代價金三十五錢ヲ汝ニ與ヘン故ニ其レニテ承諾セヨト然レトモ原告ハ之ヲ肯セス必ス其物品ヲ返サンコトヲ求メタリ不得止シテ丁稚ハ其寶玉ヲ取り出シタル後臺ノミヲ返シタリ於是原告ハ被告ニ對シテ寶玉ノ占有權取戻ノ訴ヲ起セリ此訴訟ニ於テ法律ノ三問題起リテ之ヲ判決シタ

第一 寶玉ノ拾ヒ人タル原告ハ自分ニ完全ナル所有權ヲ得ザルモ然
 レトモ尙ホ真正ノ所有主ニ非サル以上ハ何人ニ對シテモ該品ヲ占有
 スルノ權利アリトス故ニ原告ハ占有權取戻ノ訴ヲ提起スルコトヲ得
 ヘシ
 第二 此訴訟ハ該物品ヲ受取リタル丁稚ノ主人タル被告ニ對シ訴ヲ
 起スコトヲ得何トナレハ主人被告ハ丁稚ニ信用ヲ置キテ事ヲ取扱セ
 タルヲ以テ其丁稚ノ所爲ニ付テハ責任アレハナリ
 第三 其寶玉ノ價ニ付同業ノ金匠數人ヲ鑑定トシテ召喚シ其金銀ニ
 適スル最上等ノ寶玉ノ價幾何ナリヤヲ鑑定セシメタリ其節裁判官ハ
 陪審官ニ教示シテ曰ク被告ニ於テ其寶玉ヲ裁判所ニ提出スルカ又ハ
 其寶玉カ最上等ノ者ニ非サリシコトヲ證明スルコト能ハサレハ陪審

寶玉
 鑑定
 裁判官
 陪審官

官ハ被告ニ取リテ最モ不利益ナル様判定シテ其實玉ハ最上等ノ品位ナリシト推定シテ賠償セシムルコトヲ得ヘシト此訴件ハ所有權ナキモ占有權アルトキハ他ヨリ之ヲ奪ヒタルトキハ賠償ヲ請求スルコトヲ得ルト云フニ在リ此訴件ニ從ヒテ爾來判決シタル訴件甚々多シ其中ヨリ數件ヲ左ニ抄出スヘシ

(判決)

サツトシテ對バツクノ訴件ニ於テ原告ハ或約束書ニヨリ他人ヨリ物品ヲ借リタリ然ルニ被告ハ其物ヲ奪ヒ取タルニ因リ原告ハ占有權取戻ノ訴ヲ起セリ此判決ニ於テ原告ハ約束書ヲ裁判所ニ提出セサルモ該物品ヲ取戻スコトヲ得ヘシトナセリ何トナレハ原告ハ該物品上如何ナル利益ヲ有スルカヲ證明スル爲ニハ其約束書面ヲ見ルヲ必用トスレトモ占有權ヲ取戻スニハ只自分ニ占有權アリシコトヲ證明シタルノミニテ足レリトス

又土地侵害犯ノ訴訟ニ對スル被告ノ抗辨ニ曰ク爭論ノ目的タル土地ハ甲ノ所有地ナリ而シテ余ハ甲ノ命令ニ依リテ原告ノ占有スル土地ヲ侵害セリ故ニ侵害ノ罪ナシト然ルニ原告ハ再答辨シテ被告カ所謂命令ナルモノハ抗辨トナラサル旨ヲ以テセリ裁判官曰ク若シ被告ニ甲ノ命令ナケレハ則チ侵害人ナリ故ニ假令原告ハ充分所有權ナシト假定スルモ侵害人ニ對シテハ原告ノ占有權ハ其効ヲ有スル者ナレハ侵害者ニ對シ占有權取戻ノ訴ヲ起スコトヲ得ヘシ茲ニ命令ノ有無ハ問題トナラサルナリト決シタリ

本訴ノ法理ニ基キタル原則アリ曰ク原告ハ自分ノ權利強キニ基キテ恢復スルコトヲ得レトモ被告ノ權利ノ弱キニ依リテ恢復スルコトヲ得スト其例ハ其訴件ニ於テ被告カ蒸氣船ヲ差押ヘタルヲ以テ原告ハ該船ニ付占有權取戻ヲ訴ヘタリ被告ノ抗辨ニ曰ク該船ハ葡萄牙女王

アラス一例ヲ示セハ買馴ミノ店ニ行キテ品物ヲ持チ歸ルトキハ相當ノ代價ヲ拂フ可シトノ黙約ハ當然成立スルモノナリサレハ黙約ナルモノハ契約ト云フテ差問ナキモノニシテ畢竟スルニ言語又ハ文章ナルモノハ吾人ノ意思ヲ表明スルノ一具タルニ外ナラス故ニ此意思ヲ表明シ得ル者ナレハ假令手眞似ニモセヨ又ハ其他ノ態度等ソフリニモセヨ同シ道理ナリ然ラハ或學者カ黙約ハ准契約ナリト言フハ完ク誤謬ニシテ黙約ハ則チ眞正ノ契約タルニ相違ナキナリ若シ黙約ヲ以テ准契約トスルトキハ啞者ハ常ニ准契約ノミチナシテ眞正ノ契約ヲナスコト能ハサラン豈此ノ如キノ理アランヤ此黙約ハ三ツノ方法ヨリ生ス(其一) 甲者カ物ヲ要求シテ乙者カ之ニ應シタル場合はナリ譬へハ出入ノ酒屋ニ酒五合持來ル可シト要求シタルトキ酒屋ハ「はいお詔」ト云フテ持來ルナラン左スレハ云フ迄モナク相當ノ代價ヲ拂フヘキ約束

ヲ生ス可シ

(其二) 他人ノ働キヲ承諾スルコト則チ甲者カ乙者ノ爲メニ或事ヲ爲シタルトキ乙者カ之ヲ黙視シタル場合ヲ云フ例ハ出入ノ魚屋カ魚ヲ庖廚ニ置キタルヲ細君ハ黙視シテ何トモ言ハサルキハ相當ノ代價ヲ拂フヘキ約束ヲ生ス併シ爰ニ云フ可キコトハ魚ニ於テモ代價ヲ要求スル意思ヲ表ハサル可ラス又其意思アルコトヲ悟ル丈ノ理由アラサル可ラス若シ歲暮ニ際シ書簡囊ヤ卷紙ヲ持チ來リテ黙シテ去ルトキハ誰カ亦景物ナリト思ハサルモノアラシヤ然ルヲ後日ニ至リテ其代價ヲ要求シ來ルカ如キコトアリテハ案外千萬ナリト云フヘキ也

(其三) 摸樣ニ由リ推測スル契約則チ契約對手人間ノ關係ヨリノ當然有ルヘキ者ト思フ契約ヲ云フ例ハ家屋貸借ノ契約ノ場合ニ於テハ貸主ハ其家屋ハ自己ノ所有ナリトカ然ラサレハ他人ノ托チ受ケタル

准契約

Quasi contract.

者ナリトカ云フコトヲ保證セサル可ラス何トナレハ借家ノ其家屋ヲ借ルハ畢竟自己ノ住居トナサンカ爲メナレハ若シ其所有主ノ知レサルモノヲ借り今日之ニ移リテ明日忽チ放逐セラルコトアルヲ知ラハ始メヨリ其契約ヲ爲サ、ル可シト推測スレハナリ

○准契約

前段ニ述ヘタル如ク黙約ト准契約トハ異ナレリ黙約ハ則チ眞正ノ契約ナリ准契約ハ契約ニアラサレトモ法律上契約ト見做シ同シ取扱ナシ司法上ノ便利ヲ計ル者ナリ前ニ述ヘタル黙約ノ三種中或學者ハ准契約ヲモ包含シタルモノト爲シタレトモ余ハ右三種ハ黙約ノミニシテ准契約ニアラスト思ヘリ併シテリーノ法律原論ニモ黙約ノ中ニ准契約アルコトヲ述ヘアルカ故ニ注意ノ爲ニ茲ニ一言スル爾准契約ニ二種アリ

Assumpsit.

General Assumpsit.

Special Assumpsit.

第一種ノ准契約ハ真正ノ契約ヲ一方ノ對手ニ於テ履行シタル爲メニ
生スルモノナリ例ヲ以テ示セハ家屋ヲ建築センコトヲ約シ其代價若
干圓ト定メサルトキハ一方ニ於テ家屋ヲ建築スルトキハ之レト同時
ニ他ノ一方ニ於テ代價若干圓ヲ支拂フ可キ准契約ヲ生ス此場合ハ英
國ニテハ真正ノ契約ヲ以テ訴フルモ又准契約ヲ以テ訴フルモ何レニ
テモ宜シトス換言スレハ双務ノ契約ニテ一方ノ者契約ヲ履行スレハ
他ノ一方ノ者ハ原契約ニ因リテ義務ヲ負フノミナラス尙准契約ノ殘
務ヲ負擔スルモノトス故ニ權利者ハ契約ニテ訴フルモ亦准契約ニテ
訴フルモ何レニテモ隨意ナリトス

英吉利ノ訴訟手續ニ「エツサン」^スト云フモノアリ此^ハ「エツサン」^ト
シット^トニ又一般ノ「エツサン」^トシット^トト特別ノ「エツサン」^トシット^トトア
リ凡テノ明約又ハ黙約ニ付訴訟ヲ起ストキハ特別ノ「エツサン」^トシット

○第一科教課及受持講師姓名 ○ハ参考科
○ハ科外

第一學年

一動	一不	一賣	○理	○判	○論	○羅	○英	一英	一組	一動	一理	一日本	一親	一私	一契	一法
法	不動	買	財	決	理	馬	國	語	合	產	委	本	族	犯	約	學
全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上
法	法	法	法	法	法	法	法	法	法	法	法	法	法	法	法	法
學	學	學	學	學	學	學	學	學	學	學	學	學	學	學	學	學
士	士	士	士	士	士	士	士	士	士	士	士	士	士	士	士	士
山	伊	高	植	坪	澁	植	植	植	松	元	岡	江	山	奧	山	山
田	藤	橋	村	井	谷	村	原	沼	野	田	山	木	田	田	田	田
喜	之	梯	重	重	慥	俊	惟	達	貞	一	兼	喜	義	方	喜	喜
之	助	六	格	平	爾	平	忠	吉	郎	肇	夫	之	人	寧	之	之

一財	一證	一會	一流	一商	一治	一訴	一刑	一判	一英	○米	○民	○法	○成	○保	○國	一破
產	據	社	通	船	罪	擬	擬	決	語	國	訴	理	法	險	際	產
法	法	法	法	法	法	法	法	法	法	法	法	法	法	法	法	法
全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上
法	法	法	法	法	法	法	法	法	法	法	法	法	法	法	法	法
學	學	學	學	學	學	學	學	學	學	學	學	學	學	學	學	學
士	士	士	士	士	士	士	士	士	士	士	士	士	士	士	士	士
增	岡	植	土	高	松	增	植	植	植	植	植	高	伊	植	中	
島	村	村	方	橋	野	村	村	村	沼	沼	沼	田	藤	村	橋	
六	輝	俊	健	健	貞	六	重	俊	達	達	達	義	健	俊	德	
一	彦	平	三	三	一	一	武	明	明	明	明	勝	三	平	五	
郎	郎	郎	郎	郎	郎	郎	郎	郎	郎	郎	郎	郎	郎	郎	郎	郎

一 訴訟 法全上 法學士 增島六一郎
 一 保險 法全上 法學士 伊藤悌治
 一 衡平 法全上 法學士 戸水寛人
 一 沿革法 理學全上 法學士 増島六一郎
 一 法馬 理學全上 法學士 奥田義人
 一 國際公法 全上 法科大學 植村俊平
 一 國際私法 全上 法科大學 山田喜之助
 一 判決 例全上 法科大學 植村俊平
 一 刑擬律 擬判全上 法科大學 吉田直太郎
 一 英語 學 法全上 法科大學 植村俊平
 一 憲法 法全上 法科大學 植村俊平
 一 行政 法全上 法學士 江木衷
 一 米國法律 全上 米國法律學士 シドモートル
 一 動産差押法 法全上 法科大學 植村俊平
 一 訴訟演習 全上 法科大學 植村俊平
 ○ 第二科 教課及受持講師姓名
 第一學年
 一 英法註釋 每週 法學士 山田喜之助

● 法律論 綱全上 法學士 馬場 愿 治
 ● 契約 法全上 法學士 松野貞一郎
 ● 契約 法全上 同 同
 ● 私犯 法全上 米國法律學士 菊池武夫
 ● 私犯 法全上 同 同
 ● 代理 法全上 同 同
 ● 動産 委託法全上 法學士 元 田 肇
 ● 親族 法全上 法學士 山田喜之助
 ● 組合 法全上 法學士 松野貞一郎
 ● 訴訟 法全上 法學士 澁谷 慥 爾
 ● 英國 刑法全上 同 同
 ● 商法 法全上 法學士 伊藤 悌 治
 ● 法律原論 全上 法學士 藤田隆三 郎
 ● 法律原論 全上 法學士 澁谷 慥 爾
 ● 論 理 學全上 文學士 坪井九馬三

法學士高橋捨六先生著

英米身分法

十月廿五日發兌

洋製美本全一冊
定價金九拾錢

身分法とは一に親族法とも稱し婚姻離婚を始め夫婦親子後見人及び主人奴僕等に關する法理を網羅詳論せるものあり殊に本書は高橋先生一には專修學校の教科用に供せんが爲め況く英米の法典を參照し章を分て節とし節を分て則とし專はら簡易明解を主とせられたる著述おれば恰も一部の法典を見るに異ならず故に法律に志すの人は勿論苟も親たり夫妻たり後見人たる身分ある人は熟讀し賜ふべき良書たり尙購讀者諸君の便宜を計り目錄書并に見本を調製し置たれば左店の中へ貳錢郵券寄送次第進呈す

神田區表神保町一番地角

英吉利法律學校
教科書賣捌所

錦水堂

京橋區銀座四丁目

發賣所 博聞社

法學士山田喜之助先生著

增訂英國私犯法

第三版裝美洋本
全一冊
定價金七十五錢
郵稅不受

英國私犯法ハ英米法律ノ精華ニシテ民事上ニ於ケル吾人ノ權利義務ヲ詳論シ損害賠償ノ軌範ヲ示シ他ノ諸種ノ法律ニ比スルニ原則ノ類最モ多ク且重要ナルモノニシテ法律ヲ學フ者先ツ此ヨリ悟入シ以テ法律志想ノ根底ヲ培養セサルヘカラス雖モ之ヲ一大法類トシテ精覈シタルモノナシ此編ハ則チ其遺漏ヲ補フモノニシテ向キニ大學法學部專門學校英吉利法律學校等其無數都鄙ノ官私法學校ノ教課用書ニナリタルヲ今般増訂ノ上第三版ヲ發兌スルニ至レリ著者ニ於テ非常ノ注意ヲ以テ前版ノ誤謬ヲ正シ有益ノ材料ヲ增加セラレ活版印刷モ亦甚々鮮明ナリ江湖ノ法曹一本ヲ購フテ座右ノ珍トナシ玉ヘ

東京京橋區三十間堀一丁目

發兌書舖

九春堂

法學士渡邊安積講義
 アンソンの氏契約法 第十四編 定價金拾錢
 郵稅金貳錢

第一、四、六、七、八、九、十一編ハ各八錢ツ、
 第二、三、五、十、十二、十三編ハ各拾錢ツ、
 アンソンの氏契約法ハ英吉利契約書中最モ
 新シク最モ精覈ノモノニシテ英國大學校
 我帝國法科大學及英吉利法律學校等ニ於
 テ教課書トナス者ナリ本書ハ慣習法平衡
 法制定條例等ノ中ヨリ契約ニ關スル規則
 ハ悉ク網羅シ英國現行法ハ一モ洩ス所ナ
 シ●本書ハ先キニ出版ニ着手シタル以來
 大ニ江湖諸君ノ愛讀ヲ辱シ許多ノ冊數ヲ
 賣盡シタルニ不幸ニモ講義者事故アリテ
 久シク中絶ノ姿ニ相成リ愛讀諸君ヨリ頻
 リニ督促ヲ蒙リ恐縮ノ至リニ堪ヘス然ル
 ニ今日ヨリ再ヒ舊業ヲ繼キ續々殘編ヲ出
 版シ速ニ竣功スルコトヲ期スヘシ
 但初編ヨリ御入用ノ御方ヘハ全部取揃ヘ
 差出可申候

神田區神保町一番地

錦水堂

THE IGIRISU HORITSU
 GAKKOT. EXT-BOOK 英文法
 律書

第九號出版セリ
 第九號目次○アンソンの氏契約法○アンダ
 ーヒル氏私犯法○ケント氏親族法○スミ
 ス氏訴訟法

神田錦町 英吉利法律學校

廣告

本校幹事法學士渡邊安積儀病痾瘵養ノ爲
 ノ熱海ニ入浴中本月廿四日死去致候ニ付
 此段校外生諸君ニ告ク
 明治二十年二月 英吉利法律學校

明治二十年二月九日 (定價金貳拾錢)

持主 增島六一郎

印刷人 大谷木備一郎

編輯人 澁谷慥爾

發行所 神田錦町貳丁目貳番地
 英吉利法律學校